

令和2年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和2年3月9日 午前10時00分 開会
午後 4時55分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教育部長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	関元瞳	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質問方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	松林 謙司	一問一答	葛城市における公共施設マネジメントの合意形成について	市 長 担当部長
				ゴミ屋敷相談窓口の設置と条例制定について	市 長 担当部長
				家具転倒防止金具の設置に際しての原状回復義務について	市 長 担当部長
2	8	川村 優子	一問一答	葛城市の将来に向けての取り組み・移住、定住のための福祉支援の考え方	市 長 教育長 担当部長
3	6	谷原 一安	一問一答	新型コロナウイルスの感染対策について	市 長 教育長 担当部長
				資源ごみ収集処理事業の民間委託について	市 長 担当部長
				個人情報保護と自衛官募集対象者の情報提供について	市 長 担当部長
4	7	内野 悦子	一問一答	幼保無償化への評価と課題について	市 長 教育長 担当部長
				G I G Aスクール構想について	市 長 教育長 担当部長
				読書のバリアフリー法施行後の対応について	市 長 教育長 担当部長
5	3	吉村 始	一問一答	特殊詐欺などの防止対策機能付機器の公費補助について	市 長 担当部長
				住民参加のまちづくりについて	市 長 副市長 担当部長
6	9	増田 順弘	一問一答	屋敷山公園一帯施設の駐輪場及び高齢者専用駐車場の設置について	市 長 教育長 担当部長
				當麻庁舎の課題について	市 長 担当部長
				道路網の整備について	市 長 担当部長
				農産物のブランド化について	担当部長
7	4	奥本 佳史	一問一答	新型リバースモーゲージと空き家対策について	市 長 担当部長

				P a r k - P F I を活用したまちづくりについて	市 長 担当部長
8	2	梨本 洪珪	一問一答	SDG s への取り組みについて	市 長 担当部長
				契約事務の手続きについて	担当部長
				民間委託におけるコンプライアンス基準について	担当部長
9	1	杉本 訓規	一問一答	葛城市のホームページについて	市 長 担当部長
				インフルエンザ予防接種助成について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月28日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、9名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。

まず冒頭初めに、3月8日現在、新型コロナウイルス感染症の日本国内の感染者数は494人、そして7人の方がお亡くなりになっております。また、横浜港に停泊しているクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号では、700人余りの方が感染し6人の方がお亡くなりになっております。犠牲になられた方々の冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、この問題が一日も早く収束し、私たち一人一人が日常の穏やかな生活を取り戻せることを心よりお祈り申し上げます。

昨年12月より中国湖北省武漢市で発生し感染を広げる新型肺炎に対して、本年1月27日に公明党では政府に先立って新型ウイルス肺炎対策本部を設置し、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、必要な対策はちゅうちよなく実行するとの方針のもと、対応を協議し随時政府に対して提案も行ってまいりました。そして先月2月6日には、当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめて、一刻の猶予も許されない、強い姿勢で取り組んでもらいたいと国内感染対策や産業対応など、計5項目から成る緊急提言を政府に申入れを行いました。政府で閣議決定された緊急対応策には、申入れを行った緊急提言が数多く反映されることとなりました。

本市におかれましても、阿古市長を中心に新型コロナウイルス対策調整会議を随時開催され、懸命に対応をいただいております。関係各位の皆様のご努力に心より感謝申し上げます。

今後感染症対策のフェーズも、水際対策から感染蔓延期に移行していく過程の中で、求められる必要な対応策も変化をしております。公明党は今後も政府に対して、感染拡大防止と影響緩和、早期終息に向け、必要な要望を重ねてまいります。この国難とも言える目に見えぬ敵を駆逐するまで、国民の皆様、市民の皆様とともに戦い、乗り越えてまいる決意でございます。

それでは議長のお許しをいただき、私の一般質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は3点ございます。第1点目が、葛城市における公共施設マネジメントの合意形成について。第2点目が、ゴミ屋敷相談窓口の設置と条例制定について、最後の第3点目が、家具転倒防止金具の設置に際しての原状回復義務について。

以上、3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

下村議長 5番、松林謙司君。

松林議員 それでは、まず第1点目の葛城市における公共施設マネジメントの合意形成についてお伺いをさせていただきます。

国は、人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化や、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来約10年間にわたり、全国的に市町村合併に対して積極的に関与して推進を行ってきました。いわゆる平成の大合併であります。

平成11年12月31日現在における全国の自治体数は3,252で、令和元年12月31日現在の全国の自治体数は1,741となり、実に半数近くの自治体数に集約されることとなりました。葛城市は、平成16年10月1日に、旧新庄町と旧當麻町の2町が、奈良県内初の合併により誕生いたしました。この葛城市が誕生したときの本市の人口が3万5,513人、そして現在、令和2年2月1日現在の本市の人口は3万7,419人と、実に平成の合併から16年の間に1,906人、約2,000人近くの人口が増えております。

全国的には、各地方自治体において、公の施設、公共施設の老朽化と更新の問題が顕在化しており、人口減少や財政的な制約とともに、住民サービスや事業を行うために利活用していた公共施設の存廃が具体的な課題となってきております。

この背景として、戦後の経済成長に伴って、公共投資は道路や上下水道、住宅などのインフラや基盤整備、学校教育施設や社会福祉施設の建設、さらに文教施設の整備、そして1960年代以降は、学校や公営住宅などの整備が拡大し、続いて公民館、図書館などの社会教育施設、保育所などの民生施設の建築物も増加をしております。戦後の人口増加や経済成長とともに行政需要が高まりを見せ、各自治体ではフルセット主義、教育や福祉、文化など、公共サービスを提供するための施設等をみずから整備運営をしていこうとする、このような意識も手伝って、全国的に公共施設の整備が進んだものと考えられます。

平成の大合併によって誕生した自治体では、合併によるメリットよりも、事業の見直しや廃止、サービス水準の低下等のデメリットが指摘されることも少なくないようであります。全国的に各地方自治体では、整備が拡大してきた公共施設の数々は順次老朽化し、更新など

の対応が必要になってきております。もはや待ったなしという自治体も少なくない状況となつてきております。

本市において、平成29年3月に公表された葛城市公共施設等総合管理計画によると、本市は132の公共施設やインフラ施設を保有している。今後、これらの施設の改修や更新のタイミングは一時期に集中し、多大な財政負担を伴うことが予測されるため、今後平成29年度から10年の計画で、行政サービスの維持、向上と財政負担の軽減を両立するため、従来の施設の整備に行政サービス機能の提供という視点も加え、サービス保存の原則に基づく新たなまちづくりを推進していくとあります。

本計画が作成された背景、目的、概要はこのような内容であります。この計画が作成されて既に3年がたちますが、既に本総合管理計画にのっとって実施され、決定した事象はどのようなものがあるか、お示しをください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの松林議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問の答弁をさせていただく前に、本市の公共施設マネジメントの取り組みの経緯について、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

本市では、平成25年度から取り組みを始めておひまして、平成27年度に公共建築物を対象に、将来的な施設のあり方ですとか、もし存続するとした場合の施設の耐震化、それから施設保全費用の平準化といったものを目的に、葛城市公共施設マネジメント基本計画を策定し、基本的な考え方といたしまして、施設保有量が再編や統廃合等により変化いたしましても、行政サービスは維持することを掲げておひます。その後総務省から、公共施設だけでなくインフラ施設等も含めた公共施設のあり方や耐震化、長寿命化等の整備方針を規定した、公共施設等総合管理計画の策定が要請されたところでございます。

この総合管理計画に規定すべき対象施設のうち、公共建築物につきましては、先ほど申し上げましたように、いち早く葛城市公共施設マネジメント基本計画の中で規定を検討をさせていただいており、その中でサービス保存の原則といったことも規定をいたしておひます。そういったことも含めまして、公共施設等総合管理計画に引き継ぐという流れで、その後インフラ施設について追記をするといった形で、葛城市の公共施設等総合管理計画といったものが策定をされておひるところでございます。

そこから、今後5年間の短期を見据えた短期保全計画ですとか、個々の施設のあり方といったことで個別施設計画といったことにつなげておひるところでございます。

議員のご質問でございます。葛城市公共施設等総合管理計画における取り組み状況ということでございます。この管理計画におきましては、今後10年間の取り組み方針といたしまして、耐震性の確保、庁舎機能のあり方検討、管理運営の検証、それから休止施設等の再編・跡地活用等の検討、それから計画保全に向けた取り組みの推進という5つが示されておひるところでございます。

その中で実施いたしました事項でございますけれども、耐震性の確保といたしまして、耐震性が確認できていない4施設、いきいきセンター、中央公民館、市民体育館、新庄スポーツセンターという4施設でございますけれども、そのうち新庄スポーツセンターを除く3施設で耐震診断を実施いたしておるところでございます。いきいきセンターでは、耐震性能ありという回答、判定がございましたが、中央公民館及び市民体育館につきましては、I s 値がそれぞれ0.19、0.41という結果が出ておりました、次の段階でございます、耐震改修工事に着手するといった計画になっていております。それから新庄スポーツセンターにつきましては、令和2年度に耐震診断を行う予定となっております。

それから、計画保全に向けた取り組みの推進という項目でございます。今後の5年程度を見据えた短期保全計画を策定し、保全の優先順位等について検討をいたしておるところでございます。

また、管理運営の検証といった部分では、指定管理施設2施設、具体的にはゆうあいステーションとそれから葛城市体力づくりセンターでございますけれども、こちらの指定管理者を指定しておりまして、その更新に際しまして複数の職員により現状の評価を実施するといったことで、より効率的、効果的な運営を目指せるよう努力を重ねておるところでございます。以上です。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。次に、本計画の特徴的でもあり基本的な考え方として、サービス保存の原則を掲げておられますが、この言葉を聞いて思い出す言葉が、昔、理科か物理かの授業で聞いた言葉で、エネルギー保存の法則というのを習ったことを思い出しました。エネルギー保存の法則を少し調べてみますと、ある形態から他の形態へ変換する前後で、エネルギーの総量は常に一定不変であるという法則であります。例えば、高所、高いところにある物体は、落下によって位置エネルギーが減少するが、運動エネルギーを得てその和が常に一定であるとあります。物の形や様子が変わる前と後では、エネルギー的には一定で同じであるという意味であるかと思いますが、ここで伺いをさせていただきますが、本計画の基本的な考え方として、サービス保存の原則がありますが、このことについて、再度どのような内容かをお示しく下さい。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

サービス保存の原則という言葉でございますが、先ほど答弁の中にごございました平成27年度策定の葛城市公共施設マネジメント基本計画に記載がございます。その概要を説明いたしますと、かつては施設と行政サービスは対の関係でしたが、インターネットなどICT技術の発達や各種の規制緩和等によりまして、必ずしも対の関係ではなくなり、その施設でなければ提供できない行政サービスが減り、スペースさえあれば提供できるといった行政サービスですとか、税等のコンビニ納付、それから、公共施設利用の事前予約といったものなど、直接その施設に足を運ばなくても提供させていただける行政サービスが増加してきておるところでございます。そういった提供方法が変化してきているという状況になってございます。

そうしたことから、公共施設マネジメントの推進に当たりまして、施設保有量が再編や統合等によりまして変化いたしましたとしても、それまで行ってきた行政サービスは維持することをサービス保存の原則といったふうに定義をさせていただいておるところでございます。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。公共施設の統廃合、縮減が行われても、それまで行ってきた行政のサービスは維持をする。施設の変化が起こる前も後も、行政のサービスは一定不変であるということであろうかと思いますが、先ほど私が例に挙げたエネルギーとサービスは同一に比較できない概念でもあります。サービスという意味は、他者の助けになること、奉仕であります。インターネット、ICT技術の発達、各種の規制緩和によって、直接足を運ばずにサービスを提供できる時代になってきたと言えるかと思いますが、私が心配するのは、特にアナログ世代やお年寄り、直接市の職員さんのお顔を見て対応をしていただけることに安心感を覚えられる方もまだまだおられるのではないかと思います。

サービスは分量、数量の多い、少ないという考え方で評価する側面もあれば、質、実際によかったのか悪かったのかという、実際の内容で評価される面もあります。

奉仕をする行政側、奉仕を受ける市民、そして奉仕を受けた市民がそのサービスに満足したのかどうか、よかったのか悪かったのかという評価をする。そして初めてサービス自体の価値が決まるのであろうかと思えます。

施設保有量が変化しても、それまで行ってきた行政サービスは維持をするということですが、そのサービス自体がよいか悪いかを評価するのはあくまでも市民一人一人であります。今後、施設の保有量が変化することにより、行政サービスの質も量も低下したと感じる市民の皆様もおられるかもわかりません。それだけに、今後の公共施設の管理と整備を進める上では、限られた時間になるかもわかりませんが、合意形成を得るために、さまざまな手法を活用しながら、懇切丁寧にさまざまな市民の皆様の民意を集約し、合意形成を進めていくことが、極めて大事なことであろうかと思えます。葛城市公共施設等総合管理計画で庁舎機能のあり方検討の中に、耐震改修促進法に基づき耐震性の確保が求められるにもかかわらず、老朽化が進行して耐震性の不足が明らかとなっている当麻庁舎は、訪れる市民や働く職員の安全面から早急な対応が必要だとあります。本市において、132の公共施設とインフラ施設の管理と整備を推進していく事業であります。この事業の中でも特に当麻庁舎をどうするのか、新庄庁舎との関連も含めて、そう遠くない時期までに懇切丁寧に市民の皆様と合意形成を進めて、一定の結論を出すべきであろうと感ずるところであります。当麻庁舎と新庄庁舎、今後どのようにするのか、阿古市長におかれては庁舎は1つにするという大前提の考えのもと、現在ご検討されているということですが、その際においても幾つかのシナリオ、選択肢が考えられますが、考えられるさまざまな選択肢、それら1つ1つのシナリオを、更新費用やコスト面など費用対効果も含めて比較検討、そして何よりも市民の皆様との合意形成を図り、一定の結論を早急に出すべきであると思えますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 この問題につきましては、様々な議員から多数のご意見を頂戴しているところでございます。平成30年度3月議会では、庁舎は1つにすることが大前提ながら、踏み込むタイミングがいろいろな要素から判断するため、しばらく時間を頂戴したいと答弁をさせていただいたところでございますし、また、令和元年3月議会では、公共施設等適正管理推進事業債という有利な起債の活用に期限がございますので、その中で消化できる事業を取り出して短期的なスパンと長期的なスパンでの検討を加え、総合的な判断の中でマネジメントをしていきたい。令和元年度12月議会では、庁舎は1つにする前提で進めていきますが、当麻庁舎は危険な状態ですので、最低限の補修が必要であるかどうかとも検討した上で、当麻庁舎の建物をなくす計画です。これは危険性を取り除く必要があるということを示したわけでございます。あとは、どのような形で行政の組織を分散させるのかという検証、検討を進め、市民の皆様にご検討いただく機会を設け、ご理解をいただけるよう取り組みますとの答弁をさせていただいたところでございますので、それに沿った令和2年度の予算づけをしているところでございます。

以上でございます。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。平成28年2月内閣府防災担当より、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」が出されております。それによりますと、地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は災害応急対策や災害からの復旧、復興対策の主体として重要な役割を担うことになる。一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、過去の災害では地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気、通信機器の使用不能等により、災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところであり、このような非常事態にあっても、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保していくことが極めて重要であるとあります。そして、特に大事な要素として、本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定めるとあり、また東日本大震災の教訓を踏まえて、代替庁舎を事前に特定することの重要性を強調しております。南海トラフ地震は今後30年以内に70から80%の確率で発生するとも言われております。自治体の庁舎は災害時には災害対策の拠点となる施設でもあります。庁舎が災害にも強く堅牢であることは、市民にとっても安心につながります。

当麻庁舎を今後どのようにするのか、また新庄庁舎を含めてどのようにしていくのかこのことにつきましては、さきに申し上げましたように、どこまでも市民の皆様との合意形成を図り決定されるべきとの気持ちは変わりはありませんが、また、両庁舎の設置については1つにすることが大前提との市長のお考えも十分認識した上で、あえてここで提案をさせていただくならば、防災・減災の観点からも、当麻庁舎を防災センターとしての機能をあわせ持った堅牢な庁舎として新たに建て替えることは、市民の皆様への安心と安全を守る上で非常に意義のある価値的なことであると思っておりますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示しください。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成29年3月策定の大規模地震発生時の業務継承計画（BCP）では、市庁舎が破損した場合、損壊した場合の代替施設を定めておまして、新庄庁舎、當麻庁舎が損壊した場合は、まず第1候補として健康福祉センターを、第2候補として當麻文化会館を、第3候補として歴史博物館と定めているところでございます。それを大前提としてまず答弁をさせていただくことになるかと思えます。

議員のご指摘の、これは提案という意味でお聞きさせていただいたんですけど、非常に興味深い考え方やと感じております。ただ、この2年ほどいろんな検証の中で、その考え方といいますか、新たに防災センターとしての建築等についての検討というものは実際にはしておりません。そういったしますと、先ほど申し上げましたタイムスケジュールの中で消化するのはなかなか難しい問題が現実場面としてあるのかなという思いでございます。

ただ、議員ご指摘の意味というものは、非常に大切なことだと理解しておりますので、その期間の中で消化できるかどうかは別として、そのような考え方というものは、やはり大切にしていきたいという思いでございます。

以上でございます。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。続きまして、第2点目のゴミ屋敷相談窓口の設置と条例制定についてお伺いをさせていただきます。

このゴミ屋敷問題に関しては、平成30年9月度定例会にて空き家対策とあわせて質問をさせていただきました。実に1年半ぶりに再度ゴミ屋敷問題に関して質問をさせていただくわけではありますが、この1年半の間に私は幾度となく市民の方からゴミ屋敷に関するご相談をお受けいたしました。端的に申し上げますと、現在、空き家の問題に対する相談は企画政策課で対応をいただいておりますが、ゴミ屋敷に関する相談はどこに相談すればよいのかわからないということが実情であります。本年2月2日、葛城市社協権利擁護セミナー2020が開催され、その中で記念講演として「ゴミ屋敷とセルフネグレクトから地域で支えるネットワークを考える」と題して、遺品整理会社メモリーズ代表取締役横尾将臣氏にゴミ屋敷にかかわる遺品整理の第一線の現場の画像も拝見しながら講演をいただきました。講演の題名にも上がっているセルフネグレクトとは、自己放任と直訳され、生活環境や栄養状態が悪化しているにもかかわらず、改善する気力がなく周囲に助けを求めない状態をいいます。もう少し言うと、日常生活に必要な行為をしない、できないことにより、自身の健康や安全が損なわれた状態が多く、地域社会と孤立している場合も多いとされます。

このような原因により、結果として現象面でゴミ屋敷に至ることが多く、ゴミ屋敷はセルフネグレクトの典型例と言われております。また、先ほどの遺品整理会社メモリーズ代表取締役横尾将臣氏は、仕事の体験で足の踏み場がないほどのゴミとにおい、虫が発生する中で亡くなっているのを見ると、もっと早く片づけていれば死なずに済んだのではないかと思う場面が多くありましたと、自己の会社での実体験を踏まえながら、ゴミ屋敷から孤独死に至るケースの多さを語っておられたのが印象的でもありました。結果的にゴミ屋敷になるまで

に、ゴミ屋敷という環境にしてしまう可能性のある人に対して、行政としてどれだけ関わりを持ち支援できるのかということではありますが、ゴミ屋敷の住人、本人から直接行政に相談することは少ないようであります。したがって、いわゆるゴミ屋敷状態になり、表に顕在化するようになって、近隣住民や関係者によって初めて発覚するケースが圧倒的に多いようであります。また、一軒家の場合はゴミ屋敷化の状態も認識しやすいでしょうが、マンションやアパートとなると、表からはなかなか認識しにくいこともあります。メモリーズ代表取締役横尾将臣氏は、ゴミ屋敷になるということは、ある意味サインを出していると言われたのを思い出します。

ここで伺いをいたします。居住中の家にもかかわらず、何らかの理由により管理不全な状態となり不良な生活環境となっている家、いわゆるゴミ屋敷は何軒くらいあると認識しておられるのか、また、現在本市においてゴミ屋敷の相談は、現行どの担当課に相談すればよいのか、そして、ゴミ屋敷の相談を受けた当該担当課は、ゴミ屋敷の原因者に対して、具体的にどのような対応をされるのかをお示しくください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いたします。

今回もご質問いただきます管理不良な生活環境となっている家、いわゆるゴミ屋敷につきまして、相談件数として現在環境課で認知しておりますのは、議員からの1件でございます。1年半前と状況が変わっておりません。したがって、その際の答弁と一部重複するところも出てまいりますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

その上で答弁申し上げますが、現在、市民生活部環境課が担当窓口となっております。相談のあった1件につきまして、先日改めて現場を確認させていただきましたところ、敷地外道路、前の道に車等が放置され、敷地内は草木が繁茂している状態で行いました。対応といたしましては、道路敷に置かれるものについては、道路管理者である建設課に撤去依頼を、また環境課としては、草木が繁茂している件などについて、引き続き定期的な管理対応を当該お住まいの方に依頼したいと考えております。

議員が今回大きな質問事項に掲げておられます、ゴミ屋敷相談窓口の設置と条例制定についてでございますが、ゴミ屋敷問題の状況をつくり出す原因者個人には、ただいま議員ご紹介いただきましたセルフネグレクト、自己放任、あるいは社会的背景、経済的背景など、様々な背景があつて、様々な配慮が不可欠で、この問題に対する法律が制定されていない中でその他の上位法との関係などから、引き続き条例制定も含めた研究をさせていただき、また、相談窓口の設置につきましては、当該問題についての相談件数は現時点では1件でございます。であります。その中身は福祉や都市整備、市民生活部門など、複雑多岐にわたることから、連携してよりよい解決に向かうであろうと考えております。

もう1点、本市の現在の職員数や担当事務分掌、行財政・働き方改革などを考慮し、現在の環境課が窓口になった上で、それぞれのケースに適した担当部署と連携し、地元区役員皆様、また民生委員はじめ皆様のご理解、ご協力を賜りながら公共福祉の増進に向けた効果的

な解決に取り組んでまいりたいと考えるところでございます。

以上でございます。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。ゴミ屋敷の問題のうち、生活環境に関する部分のみ職員がかかわる権限があり、その部分しか対応できないということであろうかと思えます。これでは、ゴミ屋敷問題の抜本的な解決にはならないと思われます。いわゆるゴミ屋敷に対しては、行政が踏み込んだ形で対処のできる法的な根拠がないということが問題になるかと思われます。

憲法第29条では、個人の財産と私有財産制度を保障しています。行政などの権力が個人の財産に属するものをゴミと決めつけて勝手に処分することはできないということであろうかと思えます。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法で、対応できないかという指摘もあるようですが、廃棄物処理法では、廃棄物とは汚物、不要物のことを指しています。そのため、ゴミ屋敷のゴミの所有者が不要なものではないと主張をすれば、廃棄物として扱うのが困難になるということになります。自宅をどのようにしようと、基本的には住人の自由ですが、様々な形で周囲に迷惑がかかっていたり、家屋の倒壊や火災のおそれがあるなどで周囲が危険にさらされているとなれば、何らかの対処が必要になってまいります。しかしながら、現行の法律だけではゴミ屋敷の問題には対応できない面も現実的であろうかと思われます。ゴミ屋敷が社会問題化するに伴い、それに対処すべく条例を制定している地方自治体が増えてきております。以前にも紹介をさせていただきましたが、埼玉県八潮市の条例を紹介させていただきます。

まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例という名称で、同市条例では、空き家に加えて居住中のゴミ屋敷についても所有者に問題解消を勧告、命令できるほか、行政代執行も可能としております。同市条例では、管理不全な状態の空き家を特定空き家とし、同様の状態にあるゴミ屋敷などの居住物件を特定居住物件と定義づけし、空き家に加えて居住中のゴミ屋敷についても対処をしております。

このように、ゴミ屋敷の問題に抜本的に対処する法律がないからこそ、条例の制定が不可欠であります。また、ゴミ屋敷の問題は様々な背後要因があり、行政の各課が連携して対応をしなければならない問題もはらんでおります。したがって、関係各課と連携調整を図る、ゴミ屋敷の担当課がどうしても必要であろうかと思われます。先ほどのご答弁で前村部長よりゴミ屋敷の問題については、環境課が窓口として対処していただけたとお答えをいただきました。また、空き家の問題は企画政策課ということも明確になっております。これらの担当窓口を、まだまだ市民の皆様はご存じない方もおられるのではないかと考えられます。本市のホームページなどで広く市民に周知徹底を図ること、それとあわせてゴミ屋敷の条例を制定することは、市民の皆様の安全の確保、市民の生活にとって非常に重要なことであろうかと思えますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。なお、私は複数の市民の方々より、ゴミ屋敷の問題についてご相談をお受けしております。これらの市民の方々には、阿古市長がこの問題に対して前向きに取り組んでいただけるものと期待をされておられました。このこともあわせて申し添えさせていただきます。それではよろしくお願い申

し上げます。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 答弁といたしましては、部長が答弁したとおりでございます。それ以上の答弁はなかなかしにくいかなと思います。

これは、やはり法律でどのようになっているのかということが大前提になります。その法律以上の、例えば条例で縛ることができるのかということ、なかなかこれは裁判になったときには、かなりのいろんな意見が出てくると思います。ですから、本来は国の方でその法律を議論していただきまして、個人の所有物のその限定を明記していただけるような形に持っていくのが本来の筋ではないのかなという思いを抱きつつ、住民の皆さん方が心配されること、不安になられることについては、必ず行政の方に相談していただきまして、窓口が決まってるのか決まってないとか関係なしに、行政としてはそのご意見に耳を傾ける、ご意見を聞かさせていただくという姿勢でございます。それが担当部署がわからなくても、一旦市役所の方に声をかけていただきまして、必ずそのことについて相談に乗らせていただきます。そして、法律で消化できない問題といたしますのは、はっきりと明確に法律違反があればその法律違反に対して指導等ができるんですけれども、その部分について違反と言えないものであれば、それはやはり各部署が相談しもって、ある種福祉的な感覚も入れながら対応していくべきなんだろうと思います。議員ご指摘のことにつきましては、その1件ご相談あるということですので、行政内部でどう対応できるのかというのは再度検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。次に、最後の質問となりますが、第3点目の家具転倒防止金具の設置に際しての原状回復義務についてお伺いをさせていただきます。

平成7年1月17日午前5時46分、兵庫県南部を襲った直下型地震阪神淡路大震災は、マグニチュード7.3、震度7を記録、死者、行方不明者は6,000人を超えました。また、負傷者は4万3,000人を数え、その中には建物に特別な被害がないにもかかわらず、家具の転倒や散乱によって逃げおくれ室内でけがを負った方も多数含まれています。この阪神淡路大震災における震度7の地域では、住宅の全半壊を免れたにもかかわらず、全体の約6割の部屋で家具が転倒し、部屋全体に散乱したという記録も残っております。しかも、ただ倒れるだけではなく、食器棚などは扉が開いて中の食器類が散乱し、また冷蔵庫やピアノは移動してしまい、テレビや電子レンジが飛ぶといった、日常では考えられない現象も確認されています。つまり、建物が無事でも家具が転倒するとその下敷きになってけがをしたり、室内が散乱状態のために逃げ道が塞がれて、延焼火災から避難がおくれてしまうなど、居住者の被害も大きくなると言えます。地震によるけがのおよそ30から50%は、家具類の転倒、落下、移動物によるものとされます。今後30年のうちに高い確率で発生する可能性があると言われる、南海トラフ巨大地震の被害想定によると、家具類の転倒防止策が100%なされれば、死傷者は4分の1に減少するとされています。まずは、地震災害に備えて、日ごろできる安全対策と

して家具の転倒防止策の推進が大事なことであろうかと思いますが、地震時の家具転倒防止対策として、本市における軽度生活支援事業の一環として実施されている家具転倒防止器具設置事業について、どのような事業なのか、またここ3年程度のこの事業サービスの利用者数についてもお示しをください。

下村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。今の事業内容ということでございますので、それについてご説明申し上げます。

軽度生活援助事業とは、居室の清掃やゴミ出し、庭の草引きなど、軽度な日常生活上の援助を必要とするひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対して、生活援助員を派遣し、かわりに作業を行う事業で、今ご質問いただいております地震等による家具転倒防止器具の取り付け作業もその中の1つでございます。取り付け作業につきましては、シルバー人材センターへ委託して行います。内容としましては、取り付ける家具類は1世帯当たり4台までで、取り付け方法はL字金具または連結チェーンによる壁、柱、梁等への固定、もしくは挟み込み器具による床への固定としております。費用としては、取り付け作業員1人に対して、1時間当たり100円の自己負担となります。なお、賃貸物件につきましては、所有者の同意というものが必要となります。

サービスの利用者数でございますが、平成29年度は6名、平成30年度は1名、令和元年度につきましてはこの2月末現在でまだ利用者はございません。

以上でございます。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。家具の転倒防止器具もいろいろな種類があり、耐震効果を高めるためにはそれぞれの器具の種類と効果を正しく理解し、適材適所で使い分ける必要があります。家具転倒防止金具の中でも、家具転倒防止に一番効果があるのが、L字金具であります。ねじでしっかり固定することで、転倒を防いでくれます。しっかり柱が通っている場所に固定することが大事であります。転倒防止に一番効果があるのがL字金具であります。ネジを使って家屋の壁や柱にネジ穴をあけて取り付けることとなります。持ち家の場合は気兼ねなく自己責任で穴をあけて、金具を取り付けることができますが、一般的に賃貸住宅の場合はL字金具を用いた転倒防止のねじどめは、賃貸物件を損傷する行為となるため、賃貸契約違反となってしまう、退去の際に原状回復義務が生じるという事情もあり、家具の転倒防止対策が進まない理由の1つにもなっております。

ここで伺いをいたしますが、本市における市営住宅条例において、退去の際の原状回復義務はどのようになっているのかをお示しください。そして、家具の転倒防止金具取り付けのためにあいたネジ穴、またはクーラー取り付けのビス穴などは原状回復義務の対象となるのか、そこまで賃借人に求めているのかも含めてお示しをください。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの質問についてでございますが、市営住宅における模様替え、増築に関しまして

は、市営住宅条例第27条及び施行規則第15条第1項の規定により、原状復旧または撤去が容易である場合は申請をし、原状回復を条件に承認を受けることとなっております。家具転倒防止金具取り付けのためのネジ穴、クーラー取り付けのビス穴が原状回復義務の対象となるかということでございますが、国土交通省住宅局が策定いたしております「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」におきまして、クーラーにつきましては一般的な生活をしていく上で必需品となっていてきており、その取り付けによって生じたビス穴については、通常の損耗と考えられるため、原状復旧は不要であると。一方、家具転倒防止金具の取り付けのためのネジ穴につきましては、通常に使用による損耗を超えると判断され、下地ボードの張り替えが必要となってくることから、原状復旧が必要となります。

なお、家具転倒防止の措置については、あらかじめ賃貸人の承認を受ける、また釘やネジを使用しない方法等を検討するよう記載されていることから、家具転倒防止金具のためのネジ穴をあける場合は、模様替えの申請、承認が必要であり、原状回復義務の対象となると認識しております。

軽度生活支援事業におきましても、挟み込み器具による家具転倒防止器具等もございます。こちらにつきましては、模様替え申請は不要でありますので、また原状復旧ができないということであれば、この種の器具の使用も検討していただきたいと思っております。

以上です。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。防災・減災のために、家具の転倒防止金具を取りつけるためにあいたネジ穴の退去時の原状回復義務は問わない、免除する自治体も出てきております。本市公表の地震時の安全対策では、家の中の対策として、家の中に逃げ場として安全な空間をつくることや、家具の転倒や落下を防ぐといったことも推奨しております。壁に傷をつければ、退去のときに請求されると思って、家具の固定をちゅうちょして家具転倒防止の安全対策を怠ることのないように、本市においても市営住宅における家具転倒防止金具の取り付けのためのネジ穴については、退去時において原状回復義務は問わない、免除すべきであると思っております。また、原状回復義務は問わない、免除するということが、市の考え方として明確に決定した時点においては、入居者に対して、しおり等で明確に告知すべきであると思っておりますが、これらのことについて阿古市長のお考えをお示してください。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご意見はわかるんですけど、ちょっと研究させていただきたいというのが正直な気持ちなんです。本来、市営住宅というものを設置する目的等が決まっておりますので、ですからその目的と今のご指摘の部分とはまた別の話になりますし、それとあと、民間の賃貸住宅等と、市営住宅、これも賃貸ですので、それとの法律的なバランスの問題もありますから、ですからその辺をちょっと行政内部で精査させていただきたいんです。精査して、これが対応できる範囲内なのかどうかということを研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。地震災害が発生した場合、家具の転倒防止対策がしっかりとなされていれば、地震による犠牲者の数も随分と減少できるということでもあります。少しでも家具転倒防止対策が進むことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

下村議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、8番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、川村優子君。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。

ただいま議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきますが、先ほど松林議員もおっしゃっておられました、今回のコロナウイルスの発生によりますさまざまな世間の動きを見ておりますと、本当に大変な状況であると、深刻に受けとめております。今回の感染でお亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、また今感染されておられる方の皆様の一日も早い回復をお祈りいたします。そして、葛城市は今発生をしておりませんが、皆様気を許すことなく、この感染に対する守りというか、一丸となって原状回復が少しでも早まるように、ご協力をいただきたいと心から願っております。よろしく願いいたします。

私の質問内容でございますが、葛城市の将来に向けての取り組みといたしまして、移住、定住のための福祉支援の考え方についてをお尋ねいたします。

これよりは質問席で行わせていただきます。

下村議長 8番、川村優子君。

川村議員 それでは、始めさせていただきます。阿古市長におかれましては、今定例会初日に施政方針を発表されまして、令和2年度の予算規模も一般会計で167億8,800万円、前年度予算155億3,900万円より12億4,800万円の増大と、非常に大きな意気込みを見せられたところであります。あわせて、先日、総務建設常任委員会協議会また議会全員協議会におきまして、報告事項の1つに、第2期葛城市総合戦略策定の経過もご報告いただきました。今年度はその第2期葛城市総合戦略の策定に当たり、国の示す、まち・ひと・しごと創生基本方針2019を踏まえ策定することとし、今の葛城市の現状を勘案した取り組みの推進に向けた計画になっているようでございます。

今回の質問はその総合戦略に掲げておられます移住、定住を促進し、市長が5万人構想を掲げられ、市民の皆様にも行事あるたびにお話をされていること、また、今回予算の概要にも示されました令和2年度人口5万人チャレンジの主な事業について、また将来にわたっての施策の考えをお伺いしようと思っております。

阿古市長といえば、財政健全、そして現3万7,000人の我がまち葛城市は、財政規模が120億円から130億円が妥当なものであると、またこの時期において公債費の増、基金についても非常に厳しい状況になっている中、令和4年くらいまでは節約財政を心がけざるを得ないと示されたと記憶しております。

このような中で、前市政からは合併新市の計画を着々と進め、新クリーンセンターや給食センターまた学校耐震整備事業、地域活性化事業道の駅かつらぎなどのハード事業を積極的に進めた中、現在はその利用に市民生活の向上は十分に成果があるものと判断いたします。しかし、いまだ尺土駅前開発や国鉄・坊城線整備事業が完了していません。ここ2、3年の葛城市の財政の状況は、これらの事業に伴う公債費が増え、大盤振る舞いできないような状況になっているのではないかと分析いたします。自主財源が35%となる今回の予算組み、人件費も専門職などの採用や、会計年度任用制度を導入し、また扶助費も増えて義務的経費の増も避けられない状況であります。

そんな中、今いきなり人口5万人チャレンジといっても、現実には3万7,000人人口維持という、人口ビジョンの予想よりもはるかに超えた5万人構想として出してこられたこの構想は、このくらいの目標を持ってやらないといけないという意気込みはよろしいかと思えますけれども、市長は少しこんなお話をされたと思います。

1大字に5軒の家を増やすと、着々とその目標は達成すると言われたと、これを記憶しております。都市計画そのものの考えをどうしていくのか、また、各大字要望もいろいろある中で、区長会のお話も聞きながら公平にまちづくりをどうしていくのか、さまざまところで議論を進める必要があると思います。

ハード事業を縮小しろと言っているわけではありません。これまでも手がけられたものも含め、それ以上の今回の予算組みは、ハード事業、ソフト事業をあわせて大いに工夫を持って市民の要望に応じていく予算組みにしないといけないのではないかと思います。今回組まれた予算は、その点ではそのポイントがどこにあるのか、少し贅沢な予算になっているのではないかと私は思っております。

今回質問させていただきます福祉全般の事業、それはソフト事業としてでございますが、施政方針に掲げておられます事業もそのソフト事業は多うございます。特に移住、定住に充足されるべき支援、私がまず強調する市民性の高い福祉的な支援についての必要性があるとし、今回この質問の部分をさせていただきます。

市民の方に、この第2期葛城市総合戦略の策定に当たり、結婚・出産・子育て・定住・移住・まちづくりなどについての、市民の意向や考えを把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的に、市民アンケートをお取りになりました。そのうち、子育て支援に係る回答は、安全で安心して子育てができる地域の環境整備が33.3%、通勤通学は葛城市外が66.9%の中で、葛城市内は28.3%、葛城市への定住意向はそれに対し、76%の人が住み続ける、恐らく住み続けると回答し、年齢が高くなるほど、その割合が増加しているというデータであります。

そこで、移住に選ばれる条件は、自然環境のよさや、そして都心へのアクセス、そしてこの市民サービスの充実が考えられます。

子育て支援策という観点から、このたび幼児無償化の施策により、国が行ったわけですが、葛城市におきましても、保育所の需要が非常に増し、これまでと違って令和2年度からの保育所の待機児童が深刻となっております。なかなか保育士を増やそうと思っても、全国どこ

に行っても悩みは同じでございますが、保育士が足りないのです。今現状、葛城市では保育士1人に0歳から2歳児、それから3歳児から5歳児、また一時預かり保育、いろんなところに人員配置をするわけでございますが、働く親の支援はまずどこから始まるかと申し上げますと、産前産後がありまして、その休暇がございます。産後休暇は大体同じでございますが、育児休暇については親の事情によってさまざまでございます。0歳から2歳児を持つ親は、年収250万円未満の住民税非課税世帯は無償化の対象になりますが、それ以外の方は無償の対象ではありません。しかし、本当に働きたい女性たちは、有償であっても保育園には入れたいのです。

そこで質問させていただきます。0歳児から2歳児の受入れ対応はどのくらい葛城市はできているのか、また待機児童についてお伺いをいたします。

下村議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの川村議員のご質問にお答えさせていただきます。

来年度の保育所の入所申込みの状況でございますが、当初の申込みと期間外の申込み児童数を合わせますと486名でございます。2月末で入所のご案内を送らせていただいたのは、418名となっております。現時点までのキャンセルが14名、いまだ入所のご案内ができていない児童数は54名となっております。内訳といたしましては、0歳児が32名、1歳児が9名、2歳児9名、3歳児4名となっております。0歳児につきましては年度途中からの入所希望をされている方も含んでいるため、国の待機児童数とは必ずしも一致するものではございませんが、大変大きな数字となっております。0歳児から2歳児の申込みが例年より増加した原因としましては、幼児教育・保育の無償化の影響もあり、例えば1人目のお子様が3歳児から5歳児の場合は、無償化の対象となります。2人目のお子様が3歳未満児の場合は保育料はかかりますが半額となりますので、保育の無償化実施前と比べると保護者の負担は大幅な軽減となり、保育所に預けやすい環境が整いました。母親が就労しやすくなったこともあり、入所希望者の増加につながったものと考えられます。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 今のご答弁の中に、待機児童が54名になっていると。その内訳の中に0歳児が32名という、32名という数字は、全国的に見て葛城市がどのレベルかということは申し上げられませんが、この32名の待機児童について、保育所の入所優先順位というのがどのようになっているかはわかりませんが、0歳児から2歳児を預かるには、乳幼児は保育士1人当たりの受け持つ数というのは3、4歳児に比べると少なくなります。もちろん、1人の保育士さんに少ない乳児になるわけでございますが。0歳児から2歳児の保育の充実を図っていくとなると、やはり保育士さんがたくさん必要になるというわけでございますが、0歳児から2歳児を預かってもらえるという今葛城市の保育所はもうほかにはないわけでございます。よく子育て支援の中にファミリーサポートというものがございますが、総合戦略の中にはファミリーサポートの強化というふうに書いてございますが、現実になかなかファミリーサポートと

というのは、援助会員の数とかその保育の質を求めてこられるものというのが、なかなか合致しない中で、この待機児童の解消には直接つながっていかないのかというふうに私は思っております。葛城市は幼稚園が3年保育になりました。3歳児から5歳児までの預かれる場所というのは、別に今回の無償化に伴い、幼稚園が預かり保育を実施されたら広がるはずでございます。保育所に集中したために今回待機児童が出て、幼稚園に影響がなかったのか、それとも、これまでだったら保育所に行ったけれども、今回幼稚園の預かり保育があるから幼稚園を選んだのかどうか、このあたりを教育委員会管轄の幼稚園としては、どのような工夫、努力をされたかお伺いをいたします。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。よろしく願いいたします。

待機児童の解消策について、教育委員会としてどのような努力をしているかということでございます。

待機児童の解消策に関連する事業といたしまして、先ほどご紹介いただきました、共働きなどを理由に児童を預けることができる環境の確保に向けた新年度からの市内の公立幼稚園5園におきまして、幼稚園の保育時間終了後に延長して預かる、預かり保育事業を実施いたします。市民の方への周知につきましては、昨年の広報10月号で、新年度からの実施予定の旨を伝えまして、保護者の方へは現在保育所へ通われている児童を含めまして、来年度に幼稚園という年少の学年になる児童がおられる全世帯に、また年中、年長の学年になる児童がおられる世帯につきましては、在園児以外の全世帯に10月上旬に郵便で預かり保育実施のご案内の書類送付させていただいております。先日、私ども教育委員会で確認しましたところ、令和2年4月に市内の公立保育所に入所予定の3歳児から5歳児の方につきましては、現在書類審査中の方を除きますと、待機児童はおられないということでしたが、先ほど子ども未来創造部長から3歳児4名というご報告があったところでございます。幼稚園で預かり保育を実施することによって、実際に何名の児童に影響があったのかにつきましては、見えないところでございますが、引き続き待機児童の解消に加えて公立幼稚園の児童確保に向け、今後もよりよい施策を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 幼稚園の方で預かり保育をしていただいたということで、保育園の方の影響が4名の待機という、これは逆に今後解消していく可能性は非常に高いのかなというふうに私は思いますけれども、これから見届けていかなければならないと思います。

先ほど保育士1人当たりの乳幼児の数の問題のことを申し上げましたが、幼稚園の先生が受け持つ幼児の数と、それから保育所の先生が受け持つ幼児の数が現実に違いが出ていることも聞いております。保育所の先生は非常にたくさんのお子どもたちを1人で預かれるという実態でございます。幼稚園の先生も保育所の先生も葛城市においては、同じ資格で採用されるわけでございますが、要するにどちらの資格も持っておられるわけでございます。就学前の乳幼児は、1つのくくり、すなわち福祉部局で事務、役割、その人事交流や人事配置を

一本化していくという考えは、今後においてできないものなのでしょうか。加配の先生などは、非常に人事交流による成果が得られると私は思うんですけども。また、このたび話題となっております学童保育事業についても、逆に就学後の児童の部分でございます。このたびのコロナウイルスの対応支援でも、小学校教室を利用した保育になりました。現実には協力し合えばできる部署なんです。縦割りの関係で学童保育の整備ばかりを頭抱えて現状打破する方法を考えていただいているということは非常にありがたいところなんです。お金をかけて施設整備をすることよりも、先に工夫する部分、施策というのはないのかということをご検討していただくべきだと私は思っております。

そしたら、いろいろ福祉支援がございますので、次に移住、定住の条件に、非常にウエイトの高い市内の医療体制についてをお伺いしたいんですが、市民の皆さんは葛城市に大きな総合病院がないという現状をよく不服を言われます。もちろん実現できない難しさということについては、私自身も申し上げておりますが、市民がこの医療体制についてご意見をいただくのは当然でありまして、葛城市に住む以上その要求はなさるはずでございます。そもそも医療体制につきましては、県におきまして断らない病院、面倒見のいい病院という、今奈良方式で奈良県地域医療構想を示しておられますが、葛城市としても積極的に市民のために救急体制を整えていく努力はやはりし続けていかなければならないと思っております。

そこで、医療機関を一次救急医療機関、二次救急医療機関、三次救急医療機関というふうに分けられるそうですが、まずその内容について教えてください。

下村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、一次救急、二次救急、三次救急の医療機関についてご説明を申し上げます。

まず、一次救急医療機関とは、入院の必要がなく、帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療機関のことで、例としましては、葛城地区の休日診療所、橿原市休日夜間応急診療所、休日夜間に中南和の医療機関当番制における産婦人科一次救急診療などが、一次救急の医療機関となります。

次に、二次救急医療機関とは、24時間体制で患者の受入れができるようになっていて、手術治療も含めた入院治療を提供できる設備が整っていること、また救急医療の知識と経験が豊富な医師が常に従事していること、救急患者のための専用病床が整備されていることなどの条件を満たしている病院でございます。葛城地区においては、大和高田市立病院、吉本整形外科・外科病院、土庫病院、中井記念病院、済生会御所病院、香芝生喜病院、香芝旭ヶ丘病院の7病院が所在しています。

最後に、三次救急医療機関とは、一次救急や二次救急では対応できない重症・重篤患者に対して医療を行う病院です。三次救急の指定を受けている病院には、救命救急センターや、高度救命救急センターが設けられており、24時間体制で救急患者の受入れを行っております。奈良県内の三次救急医療機関は、奈良県総合医療センター救命救急センター、近畿大学医学部奈良病院救命救急センター、奈良県立医科大学附属病院高度救命救急センターの3病院となっております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 詳しい説明、ありがとうございます。それでは、今、葛城地区の救急医療体制について、現在に至るまでこれまでの流れというのを教えていただきたいと思います。

下村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 それでは、現在に至るまでの流れということで、少し古い話、合併前の話からスタートになるんですけども、旧新庄町と旧當麻町においては、当時救急指定病院もなく、救急医療に関しては両町とも不安な状況であったということでございます。その中で、旧新庄町においては、平成13年12月に済生会御所病院との間で、保健医療等の連携協定が行われ、住民が安心して受けられる医療体制をとってきました。また、合併後の葛城市におきましては、平成28年10月に橿原市の社会医療法人平成記念病院との間で地域医療連携に関する協定が結ばれています。しかしながら、奈良県の中において葛城地区は二次救急輪番体制の空白地帯であり、救急指定病院が7病院ありますが、応需率等につきましては、県平均と比較しまして低い状況にありました。以前は東朋香芝病院もあったわけですが、平成26年8月に廃院したことにより、更に悪化したと考えられます。その後、平成28年4月に南和地区に南奈良総合医療センターができて、それまでは南和地区の救急搬送が葛城地区や橿原地区の病院に流れていた件数が減少したことにより、若干の改善が見られ、平成29年4月に香芝生喜病院ができたことにより、応需率等の改善は見られましたが、まだまだ不十分な状況であったと言えます。そこで、葛城地区、これは大和高田市、香芝市、葛城市そして広陵町の3市1町におきまして、その解消に向けて地区内の救急指定病院6病院のご協力を得て、6カ月の試行期間を経て、平成30年10月より本格的な輪番制が開始され、救急搬送の応需率の向上につながっております。

また、昨年2月、市内に吉本整形外科・外科病院が移転され、救急告示病院として市民の安心・安全につながっていると考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 今のご答弁を聞かせていただきますと、合併後10年くらいは非常に医療体制としてはなかったとか、悪かったと。よく救急車呼んで大阪の病院に行ったとかというようなこともよく聞きました。ただ、この平成28年から平成記念病院の地域医療連携の協定が結ばれた後、非常にめきめきとそういった医療体制を整えていただいているという現状につきましては、市民も安心して救急については今のご答弁を聞いていただいています市民の皆様にもご安心をいただいたところかなというふうに思っております。今後、こういったことも含めて将来安心して住める医療体制について、まだ更に努力をし続けていってもらえるというような、こういった考えについて聞かせていただければありがたいんですが。

下村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 この医療体制の構築というものは、本来県の所管となるものでございますが、市としても奈良県における医療圏、まずこの考え方なんですが、葛城地区はあくまで中和医療

圏に位置づけられているということでございます。中和医療圏には、橿原地区と葛城地区があり、それぞれのエリアで二次救急輪番体制があります。しかし、より一層の強化を図るためには、相互乗り入れによる連携が必要であると考えております。平成30年度における葛城、橿原両地区の二次救急輪番体制では、双方の他地区からの受入れが全体の38%台となっており、他地区からの受入れは葛城地区も橿原地区も同じ割合であることから、地区間での相互関係はうまく連携しているのではないかとこのように考えております。

また、強固な連携を図るために奈良県を含めた行政会議を開催し、具体的な連携方法等についても協議を重ねているところでございます。

今後も、葛城地区における二次救急医療体制の充実強化につきましては、各関係機関と連携を密にしながら、市民が安心して安全に医療を受けていただけるよう努めてまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 将来にわたって、葛城と橿原両地区の救急体制をしっかりと構築していただくことにより、皆さんは奈良県立医大の方に向けてのイメージを持っていかれると思いますけれども、香芝に至っても、御所に至っても、北、南もしっかりと連携をとっていただいているということ、しっかりと構築していただいたことは、今回このお話を聞かせていただいて、更にまた努力をし続けていただき、期待を申し上げるところでございます。

次に、今詳しくご答弁をいただきましたけれども、市民の皆様からよく地域公共交通のあり方について、これは乗車の向上を図るために様々な工夫をされてきたわけですが、これは定住にかかわる支援の1つで、本来高齢者がこれから求めていく移動支援、また高齢者だけではない移動支援についても、これからまちはこの公共交通をどのように使っていくのかという、どういうふうに充実を図っていくのかという考えをお聞かせいただきたいんですが、まず、昨年の10月からは予約型乗合タクシーが実証実験されております。お隣の香芝市のデマンド交通には、非常に停留所の数が多いということで、市民の利便性があるというふうに聞いておりますが、葛城市の場合、今回実証実験された予約型乗合タクシーの形態を今後広げていくこと、また停留所を増設していかれるということはお考えかどうかということをお聞かせいただきたいと思っております。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの川村議員のご質問でございます。予約型乗合タクシーの形態を広げていくことや、停留所を増設することは考えているのかということでございますが、デマンド交通につきましては、多種多様な形態が存在しておりまして、本市が令和元年10月から実証運行を開始しております予約型乗合タクシーにつきましては、既存のミニバスルートに踏襲した定路線型でのデマンド交通でございます。したがって、タクシーのような自由に乗降場所を指定できるものではなく、ミニバスルートのEルートとFルートに設置されておりました停留所での乗降に限定し、1日3便のあらかじめ定められた時刻表に基づいた運行を行って

ります。もともとのミニバスルートのエルートとフルートは利用者が少なく、「空気を運んでいる」との声も多かったことから、ワンボックスタイプの11人乗りから、セダンタイプの4人乗りへ車両をスケールダウンすることにより、乗降者数の少ない停留所を廃止することなく、現状の路線を維持するために導入したのが、予約型乗合タクシーでございます。現状のミニバスルートでありますAルート、Bルート、Dルートの3ルートにおける今後の利用状況と、現在実証運行を行っている予約型乗合タクシーの利用状況や有効性などを見定めた上で、予約型乗合タクシーの拡充や停留所の増設などについて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 8番、川村優子君。

川村議員 ご答弁いただきました、今言ってる予約型乗合タクシーですが、昨年の10月から始められて半年たつわけでございます。その結果どうなのかということも、ぜひまた実態と検証していただいた結果を教えてくださいと思いますが、これからそういったことを求めていかれるということは、免許返納者とか、それから高齢者の支援もかかわって、そういった対応も含めて求めていかれるのではないかというふうに察しているわけですが、タクシーチケットとかそういったこと、それから免許返納者への対応というのはどのように考えておられるかご答弁をお願いします。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます。

タクシーチケットにつきましては、ミニバスから予約型乗合タクシーへの導入を検討する際に担当者レベルで試算をさせていただきました。その結果、非常に多くの費用が生じるという結果でございます。また、給付的な意味合いもあることから、福祉部門との調整も必要でございます。

運転免許証の自主返納者に対する施策につきましては、令和元年6月に近隣市の施策を調査し、どのような特典を設定すれば運転免許証の自主返納を促すことができるのか、また現状の運賃形態や、現在既に公共バスを利用されている方とのバランスを保てるのかなど、様々な方策について検討を行っているところでございますが、令和2年度には高齢者運転の誤作動を減少させるため、後付け急発進等抑制装置の設置等に対する補助制度を創設することとしておりまして、この制度も自主返納を促す一助になるものと考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 ご検討していただいているということでございますし、また自動制御のそういった今回車に工夫をしていただくというふうな施策を盛り込んでいただいているということもあわせてですが、この公共バスという、公共交通という部分で今伺いをしているわけですが、こういった高齢者支援というの、さっきのタクシーチケットにつきましても、また公共交通とは違う部分でございますので、その部分は高齢者支援の福祉の方の関係になることはよくわかっております。ただ、さっき言ったように停留所が多くて、やっぱり家

の中にこもらないで、外に出かけられる機会とそしてその場所を多く持つということは、非常に大事なことであります。このために、先ほど停留所等のこともお聞きしたわけですが、市民病院への乗り入れ等でも、今回工夫をしていただいて、やっていただくということでありますが、1つ1つこういった検討を進めていっていただきたいというふうをお願いいたします。

子育て支援として、この公共バス、山麓地域の方々からもご要望があるんですけども、山麓地域のスクールバスとしての利用について、ここについて再度スクールバスとして、学校まで行けないのかというふうなご要望もごあります。この辺のことにつきまして、ご答弁をお願いします。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまの質問でございます。

公共バスをスクールバスとしての利用が可能であるのかという質問でございますが、現在本市の公共バスとして運行しているれんかちゃんバスとけはや号でございますが、営業用の緑ナンバーであるため、バスの運行がない時間帯や、予備車両を学生限定であるスクールバスとして利用することはできない状況でございます。公共バスの導入当初から、安全対策として山麓地域をはじめとする地域のスクールバスへの併用についてのご意見をいただいておりますが、本市の公共交通は民間事業者による路線バスが撤退し、その後の買い物や病院への通院など、生活に必要な市民の足を確保することが主な目的でございます。仮に、通学にバスを利用することを許可し、既存の公共バスの運行ルートと時刻表に基づいてご乗車いただくということであれば、乗車定員数を超過するおそれがあるものの、公共交通の運行上特に問題はないと思われるところでございます。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 学校、教育委員会とも話をしていないといけない話にはなってくると思いますけど、非常に今このバスを利用していくことについて、市民の方からこういった声があるということは、こういった利用も必要なんじゃないかと。一部、加守地域なんかでしたら、電車で近鉄線を利用して通学されているということもあります。ご検討をいただいて、子どもたちの負担等も、またそして今非常に見守りの中で重要な事項だと思いますので、スクールバスについてのご検討もまた進めていただけたらと思っております。

人口を増やすために定住のためにということに特化してないんですが、今回特に介護福祉のジャンルにおきましても認知症の対策、これは2020年これから本当に認知症が深刻になってくるという、よい薬ができたらいいんですけども、認知症対策について、殊に家族が認知症になったときにどのように対処するかという不安を感じている方々、もちろんこの問題につきましてはどこも同じなんですけど、地域によって介護福祉に関しての住民サービスができていくのかということについては、移住、定住の大きな要素になると私は考えます。認知症の予防という部分については、本当に積極的に進めていただいておりますことも承知しております。認知症になってしまったら、特別養護老人ホームに受け入れてもらいにくい

ということをよく耳にするんですけども、実際にはどのようになっているのか、とても住民の不安がございます。どのような認知症対策に取り組んでいくのかをお伺いをしたいと思います。

下村議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

ただいまの認知症になったときの取り組みなりのことを説明させていただきたいと思いません。

まず、介護保険制度におけるサービスにつきましては、基本的に認知症だから受け入れないということはありません。例えば、通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護や、特別養護老人ホームの入所等においても認知症の有無でサービス利用の可否が判断されることはありません。しかしながら、認知症に特化したサービス提供をしていたり、それを得意とする事業所がございます。その中でも認知症に特化した施設として、認知症対応型共同生活介護があります。認知症対応型共同生活介護とは、要介護1から5または要支援2と認定され、認知症である方が対象となり、日常生活上の世話及び機能訓練を行う小規模な共同生活の住居を指します。共同生活介護とは、グループホームと呼ばれ、葛城市内では、2つの事業所が認知症対応共同生活介護事業所として開所いただいております。加えて認知症対応共同生活介護事業所が通所介護事業としてデイサービスも提供いただいております。現状は認知症があるという判断だけでサービス利用が拒否されることはなく、支援者の状況やその方の症状によって受入れが困難な状況が出てくる場合もございます。このような状況になった場合でも、認知症であっても在宅での生活を少しでも長く続けていただけるように、ケアマネジャーを中心として、地域包括支援センターの職員や事業所の職員の方を交えて、利用者の方に合ったサービスを検討支援しております。

それと、認知症対策事業でございますが、当市では6つの事業を行っておりますので、紹介させていただきます。

まず1つ目としては、認知症サポーター養成講座を開催しております。この事業は、認知症に対しての正しい知識や付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の方を応援することができる方を養成し、認知症サポーターとして活動をしていただいております。

2つ目としましては、認知症カフェを開催しております。これは認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う場を整備し、認知症の人を支えるつながりづくりを支援するものでございます。

3つ目として、認知症ケアパスの作成と配布を行っております。これは、認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるかを、認知症ケアパスとしてまとめ、パンフレットを利用して情報提供しております。

4つ目としては、認知症初期集中支援チームを設置しております。これは、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームによる早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しております。

5つ目としては、かつらぎネットMeまもり事業を行っております。これは認知症により

行方不明による心配がある方の情報を事前登録し、行方不明時にその情報をもとに各協力機関と相互連携し、対象者の早期発見を行うものでございます。

6つ目としましては、徘徊高齢者家族支援事業を行っております。これは認知症により、行方不明になったときに位置情報がわかる端末機を利用者が購入し、市が基本料及び検索料を負担するものでございます。

以上の6つの事業を行いながら、認知症の方を含む処遇困難な方への支援について、今後とも保健、医療、福祉の関係機関はもとより、地域住民の皆様の協力と連携を図りながら不安を抱えておられる本人をはじめ家族様への相談と支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

下村議長 川村優子君。

川村議員 非常に認知症というのは、ご家族の方、本当に大変な状況であるということは、いろいろとお話を聞かせていただく中で、これからこういった施設の整備も含めまして、前向きにこの対応につきましては真剣に考えていかなければ、予防という部分ではもちろんそこを歯どめにしていくということは、継続してやっていただかないといけないんですが、葛城市においては、こういった施設の整備につきましても前向きに考えていかなければならないというふうに私は思います。

次に、最後ですけれども障がい者に対しての福祉支援につきましても、非常に今回重要な部分だと思えます。障がい者に対しては、相談窓口等も充実していると思うんですが、今時間の都合もありますので、あえて障がい者のこれからの就労支援について、これは本当に障がい者の皆様からも、私は大変なしんどい部分やということをお聞かせいただきます。もちろん、その就労という部分が100%にならないという部分もあるんですけれども、就労を行えるということ、まず一步一步広げていっていただきたい。もちろんそれを理解する企業の側の考えもあると思いますが、一步一步進んでいくために、行政がこういった支援の仕方をしていくのかということも含めまして、就労支援について現状とそしてこれからに向けての取り組みをどのようにお考えかということをお伺いします。

下村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

ただいまのご質問の障がい者への就労支援ということで、お答えさせていただきたいと思えます。

本市においては、障害者手帳所持者が増加傾向となっている中で、就労支援のニーズは今後更に高まることが予想され、実際に市の窓口や関係機関においても様々な相談を受けております。

まず、企業などに一般就労を希望される方の就労支援につきましては、障害者就労・生活支援センターや、ハローワークなどへつないだり、連携を行いながら、障がい者の希望や適性に合った支援を実施しております。

一方、障害福祉サービスによる福祉的就労を希望される方の就労支援につきましては、相談支援事業所などへつないだり、連携を行いながら、障がい者の希望や適性に合ったサービ

ス利用に結びつくような支援を実施しております。この福祉的就労には、一般企業への就労を希望される方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援と、一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識、能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援があり、その中で雇用契約を締結するA型と、締結しないB型がございます。

また、今後の取り組みということですが、障がい者が就労という社会の中で役割を担うことで生きがい生まれ、日々の生活が充実することが重要な目標であり、そのことは、単に就労に就くことだけを意味するのではなく、就労を続けることが重要な課題であると考えております。そのため、今後は平成30年度から新しく創設された、就労定着支援の充実を図りながら、企業や関係機関と連携し、就労継続を阻害する要因を解消し、職場内での障がい者に対する理解促進、啓発研修を行う支援体制を構築していきたいと考えております。そして、障がい者の社会参加が進み、結果として地域の理解が進むことで、障がい者が地域で自分らしく暮らし続けることになると考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 本当に課題でございます、就労支援。行政が丁寧なサポートをしていただきまして、就労を確実にしていけるような方策を着実に進めていただきたいと思います。願っております。

将来にわたってのいろいろな取り組み、考えをお聞かせいただきまして、福祉分野いろいろと答弁をいただきました。まさしく、今のこの抽出した分野につきましては、市民からの生の声であり、要望であります。本当に毎日のようにこの声を私は聞かせていただくことになるわけですが、財政上、福祉分野の扶助費というのは年々増額になっております。行政が多様なニーズに応じていくことは本当に難しいかもしれませんが、直接市民生活にかかわる要望でありますし、子育て支援するという、また高齢者や障がい者を支援するという費用は、増えていく実情というのは、これは本当にいたし方ないことだと私は思いますし、将来にわたって確実に人口を増やせる施策をこれから十分に行政や議会、それから市民と対話をしながら進めていくべきではないのかなと思っております。このことにつきましては、また後で市長の方にもご答弁いただきますが、先ほど私が申し上げていました、教育部局と福祉部局の事務、役割について、就学前、就学後という、就学前の幼児と就学後の児童と分けていくお考えについて、一度教育長にお伺いをしたいと思います。

下村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

年齢によって分けるという考えもあると思うんですけども、やっぱり福祉か教育かというようなことで大きく変わっていくと思うんです。多分、議員おっしゃっているのは、学童を教育委員会部局へ持っていったらいいんじゃないか、それから幼稚園とか保育園を固めてとかその辺のお話をされていると思うんですけども、これも決まった方法はないということで、いろんな市でその部局がどこへ持っていくかというのは、一定ではございません。私知っているだけでも、子ども部局というのをつくってそれが教育委員会に入ったり、福祉部局

に入ったりをうろうろしている市もあれば、現状でもさまざまな状況があるということでございます。ですので、今後もっと様々な状況も変化している中でございますので、当然一律の答えは出ないと思うんですけれども、今後ますますそういう部名について研究を進めてまいりたい、そういうふう考えております。

以上でございます。

下村議長 川村優子君。

川村議員 教育長のご答弁ありがとうございます。今回も、コロナウイルスの対策について、やってみたらできるじゃないかみたいな話も多少はあると思いますし、今、県内の各市町村もいろんなまとまり方をしてるというふうなことも聞いておりますが、今言っているのは、人事配置や人事交流の義務的経費をしっかりと効率よく動かすために、この方策についてはどうかというふうに私は思ってるわけでございます。難しいとは思いますが、全てこれによってとってもきれいに節約できる財政になるとか、そんなことはなかなか難しいとは思いますが、連携をすることによって、保育所が今パンクしてて、今一番大きい磐城第二保育所が非常に広い中で、いくらでも詰め込めばいいわけではないんです。どこかにゆとりがあるという方法をとるために、どうしたらいいかということの問題提起しながらやはり検討を進めていってほしいと。まだ必ずこうしろとかいう話ではないんですが、これはもう行政の方でしっかりと相談していただいて、教育部門、また議会なり相談もしていただいて、また市民のニーズがどうなのかというところら辺も、今始まったばかりですので、一概に言えませんが、これからこの話については検討していく余地があるのかなというふうに私は思いますので、ぜひ研究をしていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そして先ほどから申し上げております、節約をしながら住民サービスの低下をさせないという考え方、人件費などの義務的経費の節約と、また今ある施設の有効利用というようなことで、私、市長のご答弁をいただく前に1つちょっと申し上げたいことがあるんですが、これからのまちづくり、奈良県とも濃い関わりを持ちながら、よい関係を持ちながら奈良県の助けをいただく。現在、他市町村が非常に積極的に行っておりますまちづくり包括協定、これを積極的に結んでいっておられます。まだ葛城市は結べていないという実情を心配しております。少しでも県の協力をいただきながら、財政負担を少なくしていくという施策をとっていかれることが望ましいと思うんですが、聞くところによりますと、これが包括協定に至るかどうかというのはわかりませんが、寺口にありますが社会教育センターが来年には業務を終了されて行政財産に持っていかれると。葛城市もここの活用をどうしていくかというようなお話をいただいているというようなことをちょっと小耳に挟みました。本定例会に県議会の西川県議会議員さんがお越しになって市議会の激励のご挨拶をいただいたときに、そのご挨拶の中にも県の社会教育センターの今後の使い道に対して、葛城市が県からお声がけしていただいている、議員によい方法をぜひとも考えていただきたいという旨の言葉がございました。私もちょうど3年前に阿古市長就任時に、県とのまちづくりの包括協定の質問をさせていただいたことを思い出していただきたいと思います。今、道の駅かつらぎも非常ににぎわい、当初計画よりも雇用の創出、農商工業の振興、市民の利用も盛んで大成功であります。

相撲観光事業も奈良は非常に徳勝龍の優勝や白鵬関にも高いレベルで発展をしている中で、これから社会教育センターの利用を考えたまちづくりは、新しいものを建てなくても十分に利用価値があると考えますが、この話も含めまして、今後の福祉施策と、節約した財政の中でどう工夫しながら市民の要望に答えていくかというまちづくりについて、ご所見をいただきたいと思います。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 多岐にわたりましてご質問いただきましてありがとうございます。

一般質問の項目にない質問について答弁を入れていいのかどうかというのは、迷っておりますけども、まちづくり包括協定につきましては、まず財政面というよりか、知恵を拝借するという意味で非常に大切な施策でございますので、それは企画部等を中心に、もう検討に入っております。近い将来結ぶことを前提に努力しておる次第でございます。

それと、非常に興味をお持ちいただきまして、5万人チャレンジの話でございます。ちょっと誤解がひとり歩きしているみたいで、各大字5軒ずつ必ずつくらないといけないんですよみたいなお話が伝わってるような気がしますけども、あくまでこれは量的なイメージとして44カ大字あれば、5軒ずつあると年間で220軒増えますよ、1軒が3人だとすると660人増えますよ、それが20年たてばそれが1万3,200人になりますから、今3万7,400人ですから、それを足せば5万人になりますよという、量的なイメージを申し上げたのが、何か1カ大字必ず5軒増やさないとけないみたいな話になっているのが残念かなと思って聞いてたんですけども、5万人チャレンジというのは、活力あるまちづくりでございます。そのことについてはまた後ほどお話しさせていただきますけども、私の公約の1つであります財政の健全化というのは、着々と進んだわけでございますが、残念ながら起債の増額並びに扶助費の増加によりまして、それは毎年数億円ずつというものが、この3カ年、4カ年続いております。増額、毎年それから更に増える、更に増えるという状況の中でぜいたくなものはやめましょう、歳出をできるだけ抑えましょうという中で来た、それ以上にその部分について増えてきているというのが実情でございます。ただ、議員ご指摘のとおり、今回特に10数億円の予算規模を拡大しております。その多くが実は安全対策によるものでございまして、例えば中央公民館ですとか、市民体育館の耐震補強、これだけで3億、4億のお金かけておりますし、スポーツセンターの耐震計画も入れております。消防団の屯所、それだけでも1億円からかかっておりますし、また幼稚園の建替え、それでもやはり数億円かかっております。それと新庄庁舎、それとゆうあいの方に非常電源と太陽光発電コージェネレーションを併用することによって安全対策を施すという、これもほとんど国の補助事業、100%に近い補助事業と緊防債を使った起債事業になっております。それとあと投資的な経費といたしましては、GIGAスクール、子どもたちに一人一人タブレットを持たそうという金額、それが約2億円ございますし、また新庄校区の学童保育所、先ほど議員ご指摘がございましたけども、残念ながら学校の教室が、子どもたちが増えることによって葛城市の場合はほかの市町村と違っていて空き教室が発生しておりませんので、どうしても新しいものを建てて整備していかないとけない、これも補助事業の中で入れておくものでございます。それとあと、将来的な投資

の経費といたしましては、今現在工業系ゾーン、それ第一種農地のところでございますので、これを何とか工業ゾーン、本来の工場の誘致ができるエリアに変えるための造成のための道の整備工事等も入れておる、投資的な経費を入れているところでございます。そういう意味におきまして、事業規模は非常に増えておりますが、その辺は国の補助事業並びに有利な起債事業の中で事業を組み上げておりますので、確かに起債事業でございます。7割算入されるといっても起債事業でございますので、将来的な負担、分散というものはされるわけなんですけども、その辺は将来のために必要な安全対策という意味で必要な事業であると認識しておるわけでございます。

それから、いろいろなご説明いただきましてありがとうございます。例えば、5万人チャレンジという中で、大きいこの事業をやりましょかという事業は実は考えてないんです。本当にきめ細やかな事業を入れてます。例えば妊婦さん、双子さんがおなかの中いてたら2人分の診察券を渡しましょうですか、例えば小さい赤ちゃんのうちに耳の検査をやりましょうですか、例えば市民病院のロータリー中へ入れるようにしましょうですか、とにかく細かい事業を積み上げて、行政サービスの水準を上げることによって、住みやすいまちをつくっていかうというのが一番の目的でございます。ただ申し上げたいのは、その行政サービスを維持するためには、財源をいかに確保することやと思います。

下村議長 市長、ちょっともう時間が超えていますので。

阿古市長 もうすぐ終わります。ですから、本来のこの5万人チャレンジの意味の本質は実はそこでございます。活力あるまちをつくることによって、その市が行政サービスを維持していけるような、そんな税収を、財源を確保する。当然のことながら企業誘致もする、いろんなものを誘致して、皆さんにも住んでいただく。その人口を増やしていくことによってサービスを維持していかうというのが5万人チャレンジの本質であるということでございます。様々な細かい事業を入れておりますので、今回の予算、かなり予算の内容が、各事業が多うございます。皆様方にはご審議を賜りたいと思っております。議員、いろんな多岐にわたりましてご質問いただきまして本当にありがとうございます。

以上でございます。

下村議長 よろしいですか、一言。

川村優子議員。

川村議員 本当にまちづくり、難しいと思います。本当にいろんなことをやっていけば財政は膨らんでいきます。これはもう当然だと思います。でもやっぱり今の現状の財政の中で絞り込んでいくという作業は、それを研究していくというのは大事なことである。5軒ずつ増やすということも、これは言っていないと言われても、そうなるまちづくりは、大字の区長さんをはじめ、市民の皆さんとまちづくりをしていく方向の中でやっぱりこのまちづくりというのは、行政と議会や市民のみんなできり上げていきたいということで、私はそういうふうに願っているのです、こういった話をさせていただきましたが、また予算委員会でいろいろとお伺いしたいと思いますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

下村議長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時30分

増田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いを申し上げます。

6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に立たせていただきます。

今回、私は3つの柱で質問させていただきます。1つは、新型コロナ対策についてでございます。既に奈良県でも1月に1名、先週にも3名、けさも午前中に新たに奈良県でも確認されたということですから、大変市民の皆様も不安に思われているところでありますし、また葛城市におきましては小中学校の臨時休業ということで、保護者の方、子どもさんの生活についても大変な影響が出ております。このことについて、国の方は、連日国会でもこの問題、国民生活を守るために真剣な議論がされておりますけれども、葛城市においてもどう対応をとっていくかということについて、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。質問に先立ちまして、この新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の方には哀悼の意を表します。また、連日葛城市におきましても様々な対応で職員の方々が、夜遅くまで対応されたということをお聞きしております。医療機関等も大変でしょうけれども、本当に国民が今大変不安な状況にある中で、議会としてもしっかりと国民の意見、あるいは市民の方の意見をぜひ行政に届けたいと思っております。幾つか質問させていただこうと思っております。

2つ目は、資源ごみ等の収集運搬処理事業におきまして、民間委託契約が行われております。この問題について取り上げたいと思っております。この件につきましては、昨年の12月議会でも取り上げさせていただきました。更には9月議会におきまして、葛城市は今大変財政的に悪化傾向にあります。とりわけ経常収支比率が悪化してきております。経常的に出ていく支出と、毎年経常的に見込まれる収入が同じようになってくる、経常収支比率が100%になれば、新たな経常的な事業として継続する新規の事業が本当にできなくなりますので、非常に財政的に葛城市は今厳しい状況になりつつあります。その分析の中で、幾つかの費目について、やはりちょっとこれは調べてほしいということで12月議会に一般質問させていただきました。それはごみが市民の協力で減量化しているけれども、ごみの処理費用がずっと上がっておりまして、平成16年に葛城市が発足して以来、2億円増えて1.5倍になっております。燃えるごみの方は余り処理コストは増えていないんでありますけれども、資源の収集運搬処理について費用が増えているということで、この契約のあり方について今回は絞って質問してまいりたいと思っております。

3つ目は、個人情報保護と自衛官対象者の名簿提供の問題であります。これは昨年の9月にNHKの夕刻のニュースならナビで奈良県の平和団体の方が県下市町村の自衛官の対象者

募集の名簿提出について調査されたことが、報道で夕方流れました。このことにかかわって質問したいと思っております。

以上、3点質問してまいりたいと考えております。これよりの発言、質問につきましては質問席にて行わせていただきます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 それでは早速1つ目の柱である、新型コロナウイルス対策についてお伺いしたいと思いません。

葛城市は2月2日に新型コロナウイルス対策調整会議を立ち上げて、今日まで6回にわたってさまざまな対策について検討され、また対策を講じてこられました。私が知るところでは、奈良県下でも最も早くこうした対応をされた自治体の1つだろうと思います。

そこで、対策調整会議の構成についてお伺いたします。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

本市における新型コロナウイルス感染症対策の組織体制ということでございます。市長を会長といたします、葛城市新型コロナウイルス対策調整会議というものを組織しておりまして、構成員といたしましては、市長、副市長、教育長、それから全部長、事務局といたしまして健康増進課並びに生活安全課の職員で組織をされておるところでございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。市長、教育長、副市長、特別職及び全部長ということでありますから、市民生活全体にわたって対策、対応、検討、調整ができるものだろうと思います。その中でも、医療関係にかかわることだろうと思うんですが、健康増進課及び生活安全課についても構成員となっておられるということですので、今後ここでしっかり対策がとられていくものと思います。

対策について今回は時間の制限もありますので、3つのことを質問したいと思います。1つは、情報提供のあり方であります。葛城市はいち早く葛城市のホームページに、新型コロナウイルス関連情報を提供してきました。例えば、簡易マスクのつくり方など、市民の中でマスクが不足するという不安に対して、非常に丁寧な紹介もありました。また、最近では、少し前からですけれども、新型コロナウイルス関連の情報を、ホームページの左上にバナーをつくって、そこをクリックすれば情報を知ることができるというふうな形で、本当に市民の方々にきちっと情報を伝えようという姿勢があるということを感じることができました。

しかし、インターネットというのは、本当に使う人が限られております。先日、私は市民の方からこんな相談を受けました。新型コロナウイルスに感染していないかどうか心配だと。ちょっと風邪のような感じもあるし、調べてほしいということで、かかりつけのお医者さんのところに行ったんだけど、検査してくれないと。一体どういうことかということを知られたんです。一方では、こんなこともある市民の方から言われたんです。かかりつけに行ったら、咳が出ているので新型コロナウイルス感染症ですか、感染しているか心配があるか

ら、検査してほしいという人が窓口で話してたと。これ、おかしいんと違うかと。こういう人は来たらだめでしょうと。葛城市はもっと周知すべきではないですかというふうなことも言われたんです。つまり、ご存じのとおり医療機関にそういうことで、咳をしているからということで不安で行かれると、かえって医療機関の中で感染するリスクが高いわけですから、本来だったら国の指導などによりますと、医療機関に電話などで問合せをしてから行くようにという指導だろうと思うんですが、実はこういう重要な情報もなかなか市民の方には伝わっていないという状況があるんです。

そこで、市民に必要な情報提供について、どのようにお考えになっているのかお聞きします。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、奈良県が作成をいたしておりますチラシでございますけれども、こういったものを各公共施設の窓口に掲出をするのと同時に、市内各幼稚園、小学校、中学校及び市内各保育所、保育園の保護者様に向けた手洗いの励行ですとか、咳エチケットの周知をするための文書の配布をさせていただいております。次に、先ほど議員もご紹介いただきましたように、市のホームページにおきまして、新型コロナウイルス関連専用ページを開設いたしまして、国や県が発出しております最新情報にアクセスできるようさせていただいております。また、そのホームページにおきましては、市主催、共催のイベント等の対応方針等も掲載するとともに、そのイベントの開催、中止及び延期の情報等がわかりやすいよう、一覧表で掲載をさせていただいております。加えまして、2月29日と3月1日でございますけれども、防災行政無線によりまして、市長みずからの声で市民の皆様に向けて市主催のイベント、行事の対応方針ですとか、小中学校の臨時休業それから学童保育所については春休みの期間と同様の開催をすること、それから保育所、幼稚園については、平常どおりの実施ということとあわせまして、感染リスクを低減する対策、冷静な行動をとっていただくことにつきまして、メッセージを放送いたしております。

今後市ホームページですとか、防災行政無線を活用して、正確なわかりやすい情報をお知らせするよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。幾つかのツールを使って周知を図っているということであろうと思います。私はここで行政防災無線、この利用をもっと検討していただきたいというふうに考えております。

先ほどご答弁にありました2月29日、3月1日の2日にかけて市長がみずからの声で市民に訴えられた。これは行政の信頼性、大変今不安が広がっているわけですから、やはり行政に対してそういう信頼性を得る上でも、これは非常に重要だと私は思いました。

私が1つだけ懸念しておりますのは、国が基本方針を2月25日に出しております。その中に、今後の対応としてこういうことが載っております。風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療、投薬等については、感染防止の観点から、電話による診

療等により処方箋を発行するなど、極力医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築すると。これは国がそういう形でそういうやり方を構築したいと。これは医師会とか、薬剤師会等の協力が要るとは思いますが、これはすばらしいことだと思うんです。実際に高齢者の方あるいは基礎疾患のある方が通常の毎月の検診の中で、個人医院とかに行かなければならない、病院に行かなければならない。そこで実は感染リスクが高くなっているわけですから、そういうところで例えば電話で済ませて、処方箋を近くの薬局で出していただくということは非常に安心できる体制だなと思って、私はこの国の方針を見ておりました。しかし問題は、こういうこと1つとっても、高齢者家庭とかあるいは市民の方のところに的確な情報として伝えるとすれば、私は防災行政無線というのは、本当に葛城市が奈良県下でも先駆けて各ご家庭に配置し、さまざまなご苦勞をいただいて今運用されてるわけですから、ぜひこういうことの運用もやっていただいて、今後の経験値を上げていくために、今後の防災の上でもどのような情報を市が提供していくかということの、1つの先行モデルになっていくんだと思うんです。だから、これについては、私はもうちょっと使い足らないのかなと思いつつも聞いておったんですけども、ぜひそういう必要な情報をもっとこの防災無線を使っていただけたらということをお願いして、次の質問に移ります。

2つ目ですけれども、学校教育にかかわる問題です。

今、小学校は臨時休業しておりますけれども、これは2月27日に安倍首相が、春休みまで全国の学校を休校措置をとってほしいということをや請したことを受けてのことですけれども、しかしこの要請は国の対策会議でも議論されず、所管の文部科学大臣にも相談されず、文部科学大臣が聞かれたのは朝のことだそうですけれども、関係省庁との調整のないまま発表したために、大変、学校あるいは市でもそうでしょう、地方自治体、教職員、保護者、様々なところでその対処に追われたということが現状だろうと思います。

この問題は今継続してるわけですけど、このことについて少し詳しく聞きたいと思うんですが、まずは、小学校、中学校が臨時休業に至る経緯についてお伺いいたします。

増田副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

様々な質問、部長が答えたらいいと思うんですが、決定事項でございますので、私の方で答弁させていただきます。

2月27日に、首相の方の要請があつて、学校を休みにしろということだったんですけども、こういうことは生まれて初めてでございますして、本当にどうしたらいいのかなというような気持ちが一番だったんですが、首相が言ったら全て休みにしないとあかんのかなと、これがまず第1問の疑問でありました。国のことがあり、次の県のことがあり、市はどうしたらいいのかなというのをまず考えたんですが、調べてみますと学校保健安全法というのがあります。これの臨時休業、これはインフルエンザ等でやってるんですが、その一環と考えたらいいということがわかりました。ということは、これは国が言おうと、県が言おうと、これは市が決めることなんですね。だから、市で決めたらいいんだということをやまず共通理解、認識しまして、その後葛城市としてどうしたらいいかということについて考えさせていただ

きました。それで、27日の安倍首相の話では、3月2日から、もう週明けたらすぐに休校しろというような案内だったわけですがけれども、27日の晩連絡を聞いて、28日、1日で全てを終わらず、これが可能だろうかということをもとに考えました。そうしたときに、どうしても無理だろうと。せめて3日、4日期間を置かないと準備もできないし、それから特に中3の子にとりましては、11日が公立の一斉入試ということで、それを控えて無理だろうというようなこと、これをまず教育委員会の事務局内で考えました。そして現場の校長の意見も一遍聞いてみようということで聞きましたら、3日ほどあれば準備はできる。そして中学校についても一応期末考査については終了してると。でも、やっぱり最後の期末考査をして、それを返すことによって自分の苦手なところの再点検になると、そこを更に深めていくということが最大の入試対策だろうと思うと。せめてもう1日は来させてくれというのが現場の声でございました。そのことを、教育委員も交えて、普通でしたら校長会に聞いて、教育委員会開いてということがあるんですけども合同で会議をさせていただいて、その場で葛城市の場合は3月2日の月曜日に1日登校させて、そして対応していこうということを決めて、3日からの臨時休業というのに至ったわけでございます。その後の卒業式、終業式につきましても、中学校の場合は13日にするんですが、前日の12日と13日、時間をぐっと縮めて、これは臨時登校日にしようというようなことにして、対処をさせていただきます。小学校も19日ですが、それも臨時登校日にします。そして、式に関しては本当に規模を縮小、時間短縮これを図って濃厚感染等を避けていこうということで、対応していきたいというふうに考えております。

そこで、もう一つ考えたのは、首相の要請は小、中、高、特別支援学校なんです。幼稚園が入らない。葛城市の場合、幼稚園をどうしていこうかという話もあったんですが、やはりここで何で保育園とか幼稚園を入れられなかったかというその辺の趣旨ですね、首相が言ったからではなくて、やっぱり趣旨、今の期間に断たなければならない、でも断つなら全部休んだらいいんですね。でも全部休むと経済活動はとまってしまうし、働く方もお困りになるということで、保育園の方は続けられるわけですから、当然幼稚園の方もそれに合わせて、幼稚園はやっていくとそういう方向で進んだというのが葛城市の現状でございます。

以上です。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。私も教育の関係で以前は勤めておりましたので、安倍首相の要請が法的根拠がないと、実際すぐ後、萩生田文部科学大臣が法的根拠を示して、これは設置者が決めることであると、地域の感染の状況及びさまざまな諸条件、そういうのを見ながら決めることだということで、私は葛城市がとった対応は非常に賢明であったと思っております。実際に奈良県下調べてみますと、そういう調査が出ておりますけど、39市町村教育委員会で、首相の要請どおり3月2日月曜日から臨時休業したのは35市町村、4つの市が3月4日、葛城市を含めてですけれども、3月5日としたところが1村ございます。これは先ほどおっしゃったように本当に生徒の実情があるわけですから、やっぱり権限者である葛城市教育委員会がしっかり判断されてこういう対応をとられたというのは、私は非常に賢明なことだろう

と思います。また実際に全国に目を転じますと、3月4日現在で全国の20の市町村の小学校、それから18市町村の中学校が通常授業を行っております。これは例えば給食の問題など、様々な要件が出てまいっておるわけですから、それぞれの地域の実情に応じてこうした判断をきちっとされたところもあります。臨時休業によって実際に家庭で過ごす子どもたちや学童保育も朝から夕方まで10時間くらい、長時間にわたった保育になっておりますので、そうした保護者の負担、子どもの負担、あるいは給食納入業者の問題、給食の事業者の問題、そういう経済的な問題、そうしたことを含めて、私は地域に責任を持つ自治体はその権限に応じてしっかり判断していただくというのは、非常に賢明なことだと思うし、これからもそういう判断をしていただきたいと。なぜかと申しますと、4月のことが皆さん、大変不安に思っておられるんです。今、感染者が増えております。新学期がどうなるのか、もちろんこれは国の統一した指針も出てくるかもわかりませんが、基本的には設置者、地域の実情、様々な声に応じて、私は子どもと保護者、それから感染対策のバランスというのが、今教育長おっしゃったように大事だろうと思いますので、引き続きそういう判断をお願いしたいと思います。

次に、学童保育所の対応についてお伺いいたします。今申し上げましたけれども、非常に朝から長時間の対応というふうになってるんですが、今学童保育所はどういう状況になってるかを伺いたいんですが、現状で今実数として葛城市として学童保育所に通ってる生徒はどれくらいいるのでしょうか。

増田副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの学童保育所の受入れの件でございますが、新型コロナウイルス感染防止のため、小中学校臨時休校となりましたが、学童保育所につきましては、共働き家庭の保護者の負担軽減のため、開所する要請が厚生労働省の方からなされたところでございます。これに伴いまして、葛城市の場合も学校の休校日に合わせて、春休みなどの長期休業と同様に午前8時30分から18時30分まで、必要な方につきましては午前8時から受入れをさせていただき、感染の予防に十分留意した上で、お子様をお預かりしております。また、ふだん学童保育をご利用されていないご家庭のお子様であっても、新規に申込みをいただければ、同様にお預かりすることといたしました。

現在の状況でございますが、今回初めて登録された方につきましては、6名おいでになります。利用状況でございますが、5つの学童保育所を合わせまして645名の登録児童のうち、209名の児童が学童保育を現在利用しております。

学童保育の感染防止策といたしましては、保護者に登所前の検温、風邪等の症状がないかの体調の確認を義務づけ、体調不良等を確認しましたらご利用をお断りし、ご家庭内での保育をお願いすることとしております。登所時には手指消毒を徹底し、保育時間中には定期的な換気等も行っております。子どもたちの利用する机等は1日4、5回程度、次亜塩素酸を用い消毒しております。また、飛沫感染予防の観点から、濃厚接触を避けるため学年を区切り、専用施設のほか、学校施設も開放していただき、ふだん以上のスペースを確保した上で

お預かりしております。また、保育にあたる指導員、支援員にも限界がございますので、学校施設内での運営に関しましては、各学校の先生方にご協力いただき、教育委員会とも連携を図った上で人的体制を整えたところでございます。

以上でございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。急なことで大変慌ただしい中でこういう体制をとっていただいたことは感謝申し上げます。

実際、葛城市の小学生の在籍数が2,500人弱でしたか、だから1割くらいの児童が今でも学童保育所に通っておられるということでもあります。その半数が恐らく小学校1年生、2年生、非常に小さいお子さんだろうと思います。そのお子さんが、これは例はさまざまだと思いますけれども、早朝保育、8時から早朝保育になりますけど、通常8時半から6時半までという、10時間過ごすということになるんです。従来の学童保育においても、要は施設の中での放課後学童保育においては、外に遊びをさせずに施設でとにかく見ると。これは支援員の方の数が少ないということも影響しているわけですが、私が懸念しているのは、こういう児童の方の心身の健康の問題なんです。感染対策をきちっとやるというのはいいんですけれども、やはり生活面でももう少し、長期にわたると考えられますので、そこは感染対策とあわせて、子どもさん方の心の健康ですね、ストレスが余りかからないようにいろんな活動をさせるとか、少し配慮いただけたらと思います。この学童保育所については非常に市の職員の方々が、夜遅くまで現場なども見ていただいたり、回っていただいたり、大変ご苦労されてるのはわかるんですけども、まずは子どもさんの心身の健康ということも含めて対応お願いしたいと思います。

次に、給食は学童保育では提供されてるのでしょうか。

増田副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 給食の件に関しましては、先ほどもあわせてなんですが、当然小中の分は給食をとめましたけれども、幼稚園はしております。学童保育につきましては、給食の提供はいたしておりません。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 実は、休校措置によって保護者の方が大変心配もされ、苦労されてるのがお子さんたちのお昼の準備ということなんです。特にひとり親世帯の方にとっては大変な負担になってるわけですが、全国見てみますと、学校を臨時休業したところでも、例えばつくば市では、小学校への自主登校という形で、希望者に給食を提供しているところもございます。葛城市においても、先ほどから出てる幼稚園、先生方にも給食は提供されてると聞いておりますので、学童保育所、これについては現在の時点では返金作業等も必要になってきて、実際には給食を再開するのは難しいとは思いますが、私は4月以降の対応、これをやっぱりよく考えていただきたいんです。これは国会でも問題になってますけれども、給食の食材、例えば牛乳を納めてるところですね、これは経済的な問題も出てまいります。それから臨時雇用されている給食調理員の方、この雇用の問題までかかってきてると。経済的な問題も出

てくるんですね。これが4月以降どうなるのかということも含めて、これはちょっと準備していただきたいというふうに思いますので、この点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

3番目、次ですけれども、高校受験につきましては先ほど対応されるということについては事前に登校日を設けて対応されるということですので、これについてはよくわかりました。

もう一つ、教育の問題でお伺ひします。授業の補完についてであります。これは3月から春休みの間、かなりの期間がありますが、小学校においては、その期間に教えるべき、教授すべき内容があったと思います。これが飛んでしまうわけです。もちろん、プリントとかそういうことで自宅学習するようなものは用意されてるのかもわかりませんが、やはりそれでは非常に子どもの定着ができません。また、こういう補完をしないと、学力は積み上げですから、この時期に習っていないがために、次年度以降知識が積み上がっていかないという教科もございます。こういう点について、私としては精選して何らかの形で補完すべきだと考えますけど、この点についてお伺ひします。

増田副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

学習の補完につきましては、今現場の方に指示しておりますのは、未習事項がどれくらいあるのかということを確認に一覧表でつくれという指示をしております。そして、出てきた問題について、今後どのように補完していくかというようなことについて、話し合いをしていきたいと思うんですが、今考えておりますのは、当然学年がこのとおりに行ったら4月5日まで子どもたちが公式には出てきませんので、それ以降の対応で、1つ進んだ学年で行ったときの最初に、前回の積み残しについて確実に学習を進めるようにという指示をしております。小学校もそれでいけますし、中学校もちゃんと調べてみますと、各教科の方で、それは毎年やっておるようでございますので、教科連絡会等もしっかりさせまして、今回学習できなかったことについては、必ず子どもたちに指導していきます。

以上でございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。しっかり対応されているということですので、これは実際に教職員の方々には新たな負担にはなろうかと思いますが、ぜひとも授業の補完、学習内容の補完については、よろしくお願ひいたします。

続きまして、マスクのことについてお伺ひいたします。今マスクは大変手に入れにくい状態で、必要なところにマスクが届いていないということもよくニュースで出ております。そこでお伺ひしますけれども、葛城市においては防災備蓄品として、マスクをどれくらい備蓄されているかお伺ひします。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

本年1月29日に健康増進課の方から手指消毒液、それからマスクにつきまして発注をお願

いしております。消毒液につきましては2月3日及び4日に納品がございまして、市内各公共施設、それから各幼稚園、小学校、中学校、保育所、学童保育所等につきましては、各教室にそれぞれ配置をいたしておるところでございます。マスクでございますけれども、今のところ納品の見込みが立たない状況は続いておりまして、現在入荷いたしておりません。一日も早く納入できるよう、催促をいたしておるところでございます。一方、議員お問いの、防災備蓄倉庫の備蓄状況でございます。防災備蓄倉庫に備蓄しておりますマスクの数量でございますけれども、現在1万枚程度でございます。この数ですと、市民の皆様配布させていただくといったことがなかなか難しい量でございます。現在、感染症対策を講じた上で市主催のイベントを実施するものもございまして、そういったときに参加者の皆様に当然マスクの着用をお願いしておるところでございます。そういったときにイベント行事の開始前に、正しい手指消毒の方法ですとか、マスクの正しい着用方法、こういったものについて職員がご案内をさせていただくといった時間をつくるようにという指示が出ております。その際にお持ちでない方がおられましたら、配付をさせていただきたいというふうに予定をいたしておるところでございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。防災備蓄はこのときのためのこういう備蓄だと思いますので、私は積極的に活用していただきたいと。それで1つ、先ほどから学童の問題を申し上げておりますけれども、実は市内の薬局行ってもなかなかマスクは限られた時間に限られた曜日に入ってくると。並んでおられるということなんですね。でも、ひとり親家庭の方、共働き家庭の方、そういう方はなかなかマスクを手に入れにくい中で、お子さんがマスクが持参できないと。言ってみればマスクは今エチケットマスクみたいになってるわけですから、人にうつさないためのマスクということになってるわけですから、そういうことを子どもが持っていないということで、子どもさん自身がいじめられるとか、そういう目で見られるとか、そういうことも起きてるような状態があるんですね。マスクしてないことに対して。そういう非常に手に入れにくいというところは、必ずしも市の行事だけではなくて、こういう学童の場合も出てまいりますし、今後4月以降教育現場で例えば先生方がマスク手に入らないとか、そういうことも出てまいりますので、もっと弾力的にさまざまところに目を配っていただいて、ぜひ積極的な活用をお願いしたいと思います。

以上で、時間がこればかりというわけにいきませんので、また予算委員会等でも、今回の一般質問でもコロナウイルス対策、私しか発言はしませんけれども、関連等さまざまあると思いますので、予算特別委員会の中でも幾つかお聞きしたいと思います。とりわけ中小企業対策、今国が行っておりますけれども、この問題について、地域経済のことを考えてこうした問題、ちょっと今回は取り上げることはできませんので、後日また取り上げたいと思っております。

さて、2つ目の柱についてでございます。資源ごみ収集運搬処理の民間委託についてであります。

まず最初にお伺いしますけれども、葛城市が合併して平成16年から平成22年まで、毎年同

じ業者と民間委託契約を結んでおりますけれども、このときの契約金額の見積書あるいは積算根拠となる明細書、こうしたものは提出されていましてでしょうか、お聞きします。

増田副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いたします。

今、ご質問いただいております、まず平成23年秋までの契約時の書類についての説明を申し上げます。見積書があり、年度の処理予定数量当たりの人件費、建物及び設備等損料として、機械及び装置、建物、車両運搬具等の減価償却費目別直接事業費、現場管理・一般管理費目別諸経費、葛城市分の事業費、資源ごみ売却損益の見積明細といったものがつけられております。

以上でございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 つまり、資源ごみについての委託業者はその契約金額についての見積り、原価計算をしっかり出されて、そういう書類も出されて契約されていることがわかりました。

そこでお伺いしますけれども、事業者が平成24年度からかわりますけれども、その事業者との契約においては、こうした契約金額に当たる積算根拠となる明細書、これはその契約時に同じように提出はありましたでしょうか。

増田副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 今度は平成24年5月以降の書類についてでございますが、平成23年秋までのような人件費、建物及び設備等損料としての機械及び装置、建物、車両運搬具等の減価償却費目別直接事業費、現場管理・一般管理費目別諸経費等の見積明細はございません。ただし、予定価格設定のための市の積算根拠資料には、同じような明細にて積算しております。

以上です。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 では、続きまして平成28年6月に、平成29年度からの3年間の長期契約が結ばれております。これは葛城市新クリーンセンターが稼働するに当たって、リサイクル施設を葛城市は設けましたので、このリサイクル施設を使った、資源ごみの収集運搬処理事業が始まったわけですけれども、平成29年度からの長期契約を結ぶに当たって、同じように契約金額の積算根拠となる明細書はこの業者から提出されてますでしょうか。

増田副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 先ほどの2問目の質問で説明させていただきました同様に、明細はございませんが、こちらとしての予定価格設定のための、積算根拠資料等、積算はしております。

以上でございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 それでは、続いてお聞きしますけれども、実は平成24年度から平成28年度までこの契約した事業者と、それから平成29年度から3年間の長期契約を結んだ事業者は同一事業者なわけですけれども、まず平成24年度から平成28年度の契約において、業者は見積積算書出してないわけですね。市の方が契約するに当たっての積算根拠は出したということであり

ますけれども、ここには固定資産等の減価償却費は計上された見積りになってますでしょうか。さらには、平成29年度からの積算見積りについてどうなっているでしょうか。

増田副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 平成28年度、平成29年度今ご質問いただいている分ですけれども、積算根拠としてこちら側での積算は行っております。検証は行っておりますが、明細については出ておりません。

以上でございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 ちょっと質問の意図が理解していただけなかったと思うんですけれども、私は行政の側が契約するに当たって、適正な金額をつくるために原価計算をする、これは当たり前だと思うんです。それでもって業者から同じように見積書を徴収して、原価計算書を出させて、そしてそこで適正な価格にしていくということは当然だろうと思うんですが、固定資産の問題は大きく変わったんです、平成28年度までと平成29年度以降は。ところが、業者の契約金額を見ると、どうもここはどうなってるんかわからない。わからないから私は資料提出を求めたんですけど、なかなかこういう資料提出は、業者の方にないからということで行政の側のが出てきていないんですよ。だからぜひ、行政の側がどういう積算見積りをされたのか、原価計算をされたのか、これぜひ出してください。平成28年度までのと、平成29年度以降ですね。でないとこれコストの計算ができないわけですよ。これ市の税金を使ってるわけですから、市民に説明できないわけですから。ぜひ資料提供をお願いしたいと思います。

続いてお聞きしますけれども、平成16年以降、ずっと資源ごみの収集運搬処理については民間委託契約を結んでおりますが、全て随意契約になっているわけでありまして。この随意契約のあり方について、葛城市はどういう考えを持っておられるかについてお聞きします。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの谷原議員の質問でございます。随意契約における一般論という捉え方で私の方からご答弁を申し上げたいと思います。

随意契約についてでございますけれども、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手として締結する契約のことでございまして、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外というものでございまして、地方自治法施行令によりまして認められた場合にのみ実施できる契約方法となっております。

地方公共団体が随意契約を適用できる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに列記された範囲に限定されており、これに基づきまして個別の契約案件が要件に該当するかどうか判断することになります。葛城市におきましても、契約ごとの内容、性質、目的のほか、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し、1者の見積りによる随意契約とすることがございます。

例えば、随意契約事由の典型的な理由となる、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定をされております、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものといたしまして、

経験、知識を特に必要とする業務ですとか、現場の状況等に精通した者に行わせる必要があるもの等が挙げられ、履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で同一業者以外の者に行わせると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがある業務委託等が該当するというふうに考えております。

以上です。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 その際に、こうした随意契約においては、契約金額の妥当性というのはどのように担保できるわけでしょうか。これをちょっと質問いたします。

よろしいでしょうか。

随意契約において、1者と契約する場合、どういう形で契約金額における妥当性を担保するのか、これについてちょっとお伺いします。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 事前の打合せにはなかったことで、適切な答弁ができるかどうか定かではございませんけれども、今市民生活部長の方からも答弁ございましたように、市の方でもその経費がどれくらいかかるのかといったことを積算をしておりますので、それと業者が出してきた見積りとの比較という形になろうかと思えます。

以上です。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 よくわかりました。実は、この積算見積りというのは、大変重要なものであります。要は1者と契約すると。適正な金額かどうかということは、その業界の実態とか、相場とか、過去の経緯とか、そういうものとの比較が私は必要だろうと思えます。実は、環境省が一般廃棄物会計基準というものをつくっております。これは平成19年につくってるんです。ここで一般処理廃棄物の契約に当たって、言ってみれば市民の皆さんに、要はごみの分別とかあるいは減量とかお願いするに当たって、本当にこの金額の決め方が適切かどうか、透明性を確保するためにこういう基準書を設けて、原価計算をしてそしてそれを市民にもわかるようにしなさいというふうになってるんですよ。平成19年です。ですから、平成23年度までの事業者はちゃんと出しておられるんです、業者が。現在でも當麻地域、一般廃棄物を民間委託してます。燃えるごみは民間委託してます。この業者も、原価計算書は出してるんですよ。なぜ資源ごみの分別収集の平成24年度以降の業者、平成29年度からの長期契約についても同様ですけれども、出てなくて、行政がいや計算してますと。じゃあそれ出てるんですか言うたら、出ないんですよ。私これ、本当に葛城市においてさまざまな委託契約をする、コストが適正かどうかということ判断するためにはぜひ透明性が必要ですので、これはきちっと業者からも出させる、それをお願いしたいと思います。

このことをお願いして次の質問に移りますが、1つは、今資源ごみ収集処理の事業については、3年間の長期契約を結んでおります。平成28年6月に、葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理業務委託及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託契約が、前市政のもとで、平成29年度から3年間の長期継続契約として締結されていますけれども、この継続契約がで

きることについては、葛城市は条例を設けておりますけれども、そのできる契約対象というのは、どうなってるのでしょうか。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

そもそも、長期継続契約といいますのは、地方自治法第234条の3の規定に基づく契約でございます。電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約でございます。その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものと規定をされておるところでございます。こういったことを受けまして、葛城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例というものを定めておりまして、その第2条第1号では、電子計算機、複写機その他の物品を借り入れる契約で、商習慣上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの、第2号におきましては、庁舎等施設の管理業務、機器類の保守業務その他役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があり、単年度契約では業務の履行に支障が生じるおそれがあるものと規定をいたしておるところでございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 長期契約はそのように限定されてるわけですがけれども、平成23年度までは収集運搬処理については、毎年の単年度契約になっております。つまり、役務の提供といっても、毎年単年度契約できる契約なんです。私も調べましたけれども、資源ごみ収集処理等について長期契約をする場合は、その理由がありまして、それは何かというと、設備投資をしなければならない業者がいると。そうすると単年度では回収できない。したがって、そういう場合には長期契約やむを得ない場合があるというふうなことがありました。つまり、単純な役務の提供ということであれば、単純かどうかは別として、それまでの業者も単年度でやっておられるわけです。一般廃棄物の処理で、先ほど言いました当麻地域の業者も毎年の契約であります。私になぜこれを言うかということ、当麻地域の燃えるごみの民間委託費用はほとんど変わってないんですよ。原価計算書もちゃんと出してくれてる。単年度で契約してる。ところが前回の12月議会で私お示ししましたように、とにかく資源ごみ収集処理の民間委託については、非常に単価が上がってきております。この一般廃棄物会計基準では、トン当たりの経費をちゃんと出すこととなってるんですよ。トン当たりの経費が出たらすぐにわかりますから。資源ごみのペットボトル、びん、缶、全て種類別ごとに単価出ささいと。私はこれは出すべきだと思いますよ。単年度でやるべきだと思いますよ。つまり、これは前市長のもとで非常に不透明な契約だったと私は思ってるんですけども、この点について、阿古市長はこうした契約を改めるべきだと私は考えますが、阿古市長のお考えをお伺いいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 この質問に関しましては、前回か前々回も実はいただいておりまして、その分につきましては検討いたしておる最中でございます。

以上でございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 私は契約業務において、透明性、競争性、そして公平性、公正性を確保する、法令に従って適正な形で運用するというのが、今求められておると思います。前回から私はずっと言い続けてるわけですが、国においても入札適正化法ができて、こうした入札契約については、やはり透明性、競争性、公平性、公正性を確保するという事で様々な指針を出しております。それに基づいて、環境庁の方も、先ほど言いました会計基準というものを出して、原価計算書を出すようにということで、それに従っている業者もおるわけでありまして。これはきちっと市民に説明できる形で、ぜひ改善をしていただきたいということを申し上げておきます。

では、最後の質問に移ります。個人情報保護と自衛官募集対象者の情報提供についてであります。

昨年9月20日にNHKテレビの夕刻のニュースならナビで、この問題が次のように報道されました。

自衛官の募集をめぐり、自治体が防衛省の依頼に基づいて、住民の個人情報を提供するのには、個人情報保護の観点から問題だとして、奈良県平和委員会は、生駒市や天理市など県内12の自治体に対して資料提供を行うように求めていく考えを明らかにしましたと。続けてこうあります。防衛省は地方自治体に対して、18歳から20歳前後の住民の名前や生年月日、性別、住所の4項目を記した個人情報を資料で提供するよう協力を求め、募集案内の郵送などに活用していますとあります。この日本平和委員会による、県内の市町村状況調査によりますと、県内39の全ての市町村で何らかの形で情報提供しているけれども、12の自治体が4項目の個人情報を記した資料を作成し、紙ベースで提供しているということでもあります。それ以外、19の自治体があらかじめ対象者を抽出したものを閲覧させてと。そのほかの自治体は抽出せず閲覧ということで、対象者の4項目を抽出して紙ベースで提供している。葛城市はそれに入っているわけでありましてけれども、私はこの経緯について少しお聞きしたいと思います。葛城市はどのような形で紙ベースで提供するようになったのか、この件について伺います。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、自衛官募集対象者の情報提供を紙ベースでするようになったという経緯でございます。

そもそもは、旧町時代に、それぞれ閲覧により提供をしておったわけでございますけれども、平成17年12月に自衛隊の方から市長宛てに、自衛官募集に係る対象者を把握し、一般広報及び募集広報等の広報宣伝を効果的に行うため、適齢者情報の紙媒体での提供について、個人情報外部提供申請書の提出とあわせまして提供された個人情報の適正管理、利用、廃棄等の取扱いについての誓約書の提出があり、それを受けまして同年12月2日付で葛城市の個人情報保護審査会に紙媒体での外部提供等について、諮問をいたしておるところでございます。

す。その際の答申におきまして、自衛官の募集事務に関する一部の事務は、市町村長の法定受託事務とされておるところでございますけれども、強制力を有しない法令による規定であるため、個人情報保護の必要性和公共性、公益性、こういったものを比較検討しながら、取扱いの注意を促す旨の表記をする等、十分吟味すべきとされています。この答申を受けまして、葛城市個人情報保護条例第9条第2項ただし書きに該当するとして、提供を決定し、提供する情報は重要な個人情報であるということから、その取扱いについては十分注意をするとともに、利用期間経過後は当該保有個人情報を直ちに廃棄又は削除することをその条件といたしまして、紙媒体で提供をいたしており、その後現在まで同様の対応を行っておるところでございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 法的受託事務だから、法律上の強制力はないけれども、様々なことを比較検討した上で、この保護審査会においては市からの提案を了承する形で諮問に答えたということでありましょうけれども、私は名簿は紙ベースで提供して破棄する、処分する、削除するということが前提で誓約書をとってるということなんです、こんな確かめようがありませんよ、はっきり言って。これが1つ。

それからもう一つは、今の現状なんです。平成17年にこれを諮問されたということですが、自衛隊の性質はご存じのとおり安保法制の決定によって集団的自衛権を行使できる自衛隊になりました。つまり国土防衛、災害復興のために頑張る自衛隊ではなくて、それもやるんですが、海外へ行って実際には武力行使が起き得るという新たな状況が生まれております。さらには、個人情報の提供で、生年月日も含めて紙ベースで市が提供すると、これ市民の皆さんの中には個人情報に対する意識が高くなってのわけですから、現状でこれがふさわしいかどうかです。私は改めて見直すなり、葛城市の情報公開及び個人情報保護審査会、この意見を再度求めるべきだと私は思います。どういう結論が出るかわかりませんよ。でも、私としてはもう一度、少なくとも現状が大きく変化してるわけですから、ぜひ見直しも含めて検討いただきたいと思っておりますけれども、ご見解をお願いします。

増田副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

そもそも、この適齢者情報の提供といいますのは、自衛隊法並びに自衛隊法施行令と、それから一方では住民基本台帳法の関係において、実質的に対立する内容を含んでいるものというふうに認識しており、関係する法令の運用、解釈については、今後国において整理していただくべき内容であると考えております。本市では引き続き個人情報の取扱いに十分配慮した上で、自衛隊法の規定に基づき適切に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

増田副議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。国が整理すべき問題というのはよくわかりますけれども、先ほどありましたように、法的受託事務として葛城市が受託してるわけですから、葛城市として適切な判断をしていただくようお願い申し上げまして、私の一般質問といたします。

ありがとうございました。

増田副議長 以上で、谷原一安君の発言を終結いたします。

次に、7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。私の質問は3点でございます。幼保無償化への評価と課題について、GIGAスクール構想について、読書のバリアフリー法施行後の対応についての3点でございます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

増田副議長 7番、内野悦子君。

内野議員 それでは、よろしく願いいたします。

まず、1点目でございます。幼保無償化への評価と課題についてお伺いをいたします。

昨年10月公明党が2006年に発表した、子どもをど真ん中に置いた社会のあり方を考え、子どもを産み、育てやすい社会、チャイルドファーストを目指して、ということで少子社会トータルプラン以来、その必要性を訴え、幼児教育・保育の無償化がスタートいたしました。幼保無償化は9年間の普通教育と同様に、3歳から教育と保育の質の向上に対して、国と自治体が責任を担う宣言とも言えます。そこで全国の公明党議員は、昨年の11月11日から12月20日にかけて共通の調査票を持ち、関係する当事者の皆様の声を聞くべく、幼保無償化に関する実態調査を行いました。

調査対象は利用者と事業者で、利用者1万8,922名、事業者8,502名、合計全国で2万7,424名の方々のご協力をいただきました。

全国公明党議員2,982名が調査票に基づく対面での聞き取りをさせていただきました。また、質問票の自由回答欄には、1万1,254名の方々が意見を記してくださいました。そしてこれらの集計、分析は外部の調査専門機関に委託をいたしました。

本調査の2つの成果では、利用者の約9割が幼保無償化制度を評価されていることが立証されました。また、その内訳といたしましては、利用者の65.2%が幼保無償化制度を評価すると回答され、やや評価する22.5%と合わせるとその割合は87.7%、約9割となります。中でも、利用者の経済的負担に関しても、負担が減ったと回答した人は65.5%でした。このことから、幼保無償化制度の目的である、1つ目の家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策に対しては高く評価していると判断をいたします。

2つ目の成果は、今後取り組むべき課題は、幼児教育・保育の現場における質の向上と、受け皿整備が今後の課題であることが明らかになったことです。

利用者への質問で、保育に関して今後取り組んでほしい政策は、との質問では、第1位に保育の質の向上50.1%、第2位に0歳児から2歳児の無償化の対象拡大38.8%、第3位、待機児童対策36.6%、ほかにも給食費の軽減、障がいのある子どもの教育・保育の充実なども挙げられておりました。これらは幼保無償化制度の2つ目の目的に挙げた「生涯にわたる人格形成と義務教育の基盤を培う幼児教育」を高いレベルで実現させていくため、今後取り組

むべき課題も明らかになりました。無償化対象の拡大と、待機児童対策は表裏一体の関係にあります。その意味において、利用者が望む幼児教育・保育を実現するには、質の向上と受け皿整備の2つの政策課題への取り組みが必要です。

事業者が求める施設の安定的な経営を続ける上で期待する政策では、第1位に人材の育成、確保への支援が87.8%、第2位に事務負担の軽減61.9%、第3位、運営費への補助等々がございました。幼児教育・保育の質の向上の施策コンセプト「幼稚園教諭、保育士の人材確保」は、事業者が安定的な経営を続ける上で期待する施策では、人材の育成、確保への支援87.8%で、トップスコアでした。この事業者の自由回答では、若い担い手不足も多く指摘され、仕事がきつい、若手の定着率が低い、専門分野を出しても半数は一般企業に、との声も聞かれます。また、処遇アップ等はもとより、魅力ある職種との意識啓発などの必要性が指摘されました。事業者が保育の質の向上のために最も必要と考えているのは、処遇の改善83.9%でありました。任用と処遇の改善が強く求められることもわかりました。

また、時代に沿った改善では、先ほど事業者が求める改善の中に事務処理がありました、今後円滑な事務処理のために、書式の統一化、オンライン処理などが望まれていることもわかりました。

それでは、調査結果を受け、若干本市の取り組みについてお伺いをしてまいりたいと思います。

今、実態調査をるる述べさせていただきましたが、利用者が今後取り組んでほしいとの政策として、一番多かったのは保育の質の向上や受け皿の整備でございました。そこで、葛城市において、保育の質の向上について、どのように取り組まれているかを教えていただけますでしょうか。

増田副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの議員のご質問ですが、葛城市の公立保育所の保育の質の向上についての取り組みですが、葛城市では国の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金というのを活用いたしまして、外部講師を招き、3歳児から5歳児を対象に英会話、体操、鍵盤ハーモニカなどの教室を月1、2回程度実施して、園児と職員のスキルの向上を図っております。

以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 今、部長より補助金も活用して、子どもたちに英会話とかまた体操など、環境面の方はさまざま行っているということがわかりましたが、私は園児と職員のスキルが最も大事であると思います。保育士の質の向上のための研修とか、また、生きづらさを抱えている子どもたちを見きわめる目を養うことも必要だと思います。預けて安心と思っただけよう、先生方のスキルアップもしっかりとお願したいと思います。

続きまして、次に受け皿についてでございますが、令和2年度保育所の待機児童が出ておりますが、施設の受入れの整備はどのくらいできているか教えてください。

増田副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問でございますが、令和元年度の9月議会に補正予算を上げさせていただきまして、市民の保育ニーズに対応できるよう、磐城第二保育所のリズム室を改修し、40人分の保育室の確保を行ったところでございますが、残念なことに毎回お伝えしているとおり、保育士の確保には大変苦慮しているのが現状でございます。

以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 大変に苦慮していただいているということも重々承知をいたしておりますが、先ほども川村議員の質問の中でも、答弁の中で54人の待機児童が出ているということでございます。令和2年度54名の待機児童ということで、何としても待機児童の対策に全力で取り組んでいただきたいと思いますところでございます。保育士の確保については、磐城第二のリズム室を改修して受け皿は整ったという部長の、常日ごろ言ってるということでございますけれども、待機児童を解消するにはまず保育士不足を解消しなくてはならないのは、皆さん重々わかっておられると思うんですけども、そのためには保育士の給与アップと働きやすい待遇を改善することが必要だと私は思います。葛城市では雇用された保育士が、働きやすい職場であると感じられるような処遇の改善の取り組みについては、どのようなことをされていまずでしょうか。

増田副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 保育士の処遇改善の取り組みでございますが、昨年度から保育士の働き方改革に取り組んでおります。具体的には、保育所のイベント時の手づくりのしおりやプログラムづくり、日案や週案、月案等の簡素化など、保育以外の保育士にかかってくる事務負担の軽減を図りました。また年休等をとりやすい環境の整備、その他行政と現場の状況改善に向けた会議を月1回程度開催し、保育士の要望や困り事を聞き取り、意思の疎通を図り、やりがいのある職場づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。辞職防止対策等もやっていただいているんだろうなと思います。また、事務の簡素化なども努力いただいていることもわかりました。やはりインセンティブを与える魅力ある対策も必要ではないかなとそのように思います。また、ご答弁の中に事務負担の軽減を図る努力もしていただいているとのご答弁がございましたが、実態調査の結果からも、施設の安定的な経営に期待する政策では事務負担の軽減が61.9%ありました。事務負担の軽減につながる1つの取り組みをご紹介をさせていただきたいと思います。

茨城県取手市の公明党の市会議員の方が提案をなされた内容でございますが、電子化で事務負担を軽減する取り組みのお話を聞かせていただきました。取手市は深刻な保育士の不足があり、都心への勤務圏内に位置し、給料など待遇がよい東京都内や周辺地域へ働き口を求め人が少なくないことから、保育士の負担を軽減し、保育の質を向上させるため、市内6カ所にある市立保育所で、帳票作成や登降園の管理など、事務作業を電子化して、大幅な時間短縮を目指しました。このICTシステムはタブレット端末に対応し、保育所や幼稚園な

どの運営に役立つ機能を備え、煩雑な業務を効率化して労働環境の改善につなげることで、子どもたちと向き合う時間と心のゆとりを持つことができる理由から導入に踏み切られました。その結果、導入した各地の施設で働く保育士134人のうち、98%が業務の効率化で事務負担が約3分の1に短縮できたそうであります。

そこで、本市においても事務負担軽減と保育の質を向上させるために、ICTシステムの導入をお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

増田副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 葛城市の方でもICTを活用した事務の軽減について、試験的に取り組む準備を現在進めているところでございます。

以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。本当によい成果が得られるように期待をしております。

次に、保育士の雇用についてでございますが、事業者におかれましては、施設の安定的な経営を続ける上で期待する施策と尋ねたところ、圧倒的に人材の育成、確保への支援がトップスコアでした。自由回答に多く寄せられた声の1つが、若い担い手不足でありました。処遇の良い施設に流れる傾向が強いため、人材流動も激しく若手の定着率が低い。正規職員が少なく、雇用が安定しない、そのため人材の長期的な育成ができない。育成しても安定した職場に移ってしまうなどの理由が挙げられました。

そこで、本市における保育士のうち、正規職員の占める割合をお伺いをいたします。

増田副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 葛城市の保育士の正職員は平成31年4月1日現在、27名でございます。

非常勤職員は45名雇用しております。正職員の割合としましては、37.5%となっております。

以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。保育園の正職員が37.5%ということでありまして、私はこの数字を見て非常に低いとこのように思いました。最低でもやはり半分50%は確保すべきではないかと考えます。また、正規職員を採用することで、雇用が安定し、人材育成・確保にもつながるのではないかとそのように思います。

この保育士の確保のほかにも、潜在保育士という方々がおられます。潜在保育士に現場復帰をしていただくことがこの解決の1つの大きな方法ではないかと思えます。現在、潜在保育士の数は全国で80万人おられます。なぜ、この多くの方が保育園に復帰しないのか。全国で保育士資格を持つ人は約120万人もいる一方で、実際に保育所に勤務する人は約40万人と言われております。苦勞して取得した保育資格なのに、保育所に勤務するのは約3人に1人になります。潜在保育士には2つのタイプがございます。免許を取得したが、一度も幼稚園や保育園に勤めたことがない、もう一つは今は勤めていないというその2つの方々がおられます。私は、正職員の確保とあわせて、この潜在保育士の対策も必要ではないかと思えます。

それと、調査結果の中で利用者の約4割の方が0歳児から2歳児の無償化の対象拡大を求

められておられました。公明党といたしましては、0歳児から2歳児を含む就学前の全ての幼児を対象とするよう、対象の拡大を目指しております。更に待機児童対策が求められます。そして葛城市においても0歳児から2歳児の待機児童が最も多く、先ほど聞かせていただきました。私は前も要望させていただきましたが、0歳児から2歳児限定の民間による小規模保育所などの誘致を進めるべきだと思います。それと、前から言っております、認定こども園も視野に入れるべきではないかと思います。待機児童対策を様々な認定こども園また小規模保育でしていただきたいなと思うところがございます。小規模保育所に関しては令和2年度中に整備を進めると補助率も有利と聞いております。市長は5万人チャレンジを目標に掲げて、住みたいと思うまち、住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでいかれるのであれば、このような課題、どのように取り組まれるのか、市長のご所見をお伺いいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 非常に保育所の待機児童等ではご心配をおかけしております。この件につきましては、実は1年以上前から心配しておりました。といいますのは、消費税を10%にするに当たって幼保の保育料の無償化の話がありましたので、その対応についてはこれは早くからするべきであろうということで、いろいろ担当部、担当課にまず予想と、それに対する対応をどうするのかということを検討させておりました。その中で1つはご指摘いただきました保育士の問題でございます。その分析に入りまして、おっしゃるように潜在保育士さん、資格をお持ちの方が現実に保育士として勤められてないその理由等をどのように分析するのかということも、検討課題の中にごございました。その中で1つは保育士をされてる方が、実際に自分の子どもさんをお持ちで、働けないという理由もございますし、もう一つは実際子どもが好きで保育士になったんだけど、保護者の方の対応に苦慮された中で、保育士を続けるのは難しいというご意見もいただいたところがございます。ですから、いろんなパターンがございますので、そのような状況にどのように対応するのかということを保育士さんの待遇改善の中で議論をして対応策を考えておるのが実情でございます。

それと、保育士さんにつきましては、令和2年度の採用の方を10人いたしました。非常に多いと思われるかもわかりませんが、それでも不足をしております。それだけ葛城市の子どもたちが増えてきているということでございます。

ハードとソフトと両方あるんですけども、ハード面としましては、磐城第二保育所のリズム室を1つ保育室にかえるという作業を実はやっておる。それと、ソフト面では保育士さんの処遇、そういうものに対しての待遇の改善に当たる、それと新採用の人数を拡大したという形でございますが、まだそれでも不足いたします。それで、ご指摘いただきました民間の保育園の誘致も含めまして、今現在、私立の幼稚園の方にも認定こども園ができるのかできないのかというようなお問合せも含めた中で、対応を急いでおる。

それと、もう一つは、当初から考えておりました公立保育所もしくは公立幼稚園の部分の新設をする必要があるのかないのかという議論も重ねておるところでございます。時間的には経過といたしましては、緊急に対応すべき事象ですので、時間がかからないもの、緊急対応ができるものから随時順番に対応を進めている、順番を決めて対応を進めている。ですか

ら、今現在でやれること、それと短期間でやれること、割と直近でやれること、それとある種年数はかかるが長期的なスパンでやれること、その3つのパターンに分けた中での対応を進めておるといのが、実情でございます。おっしゃいましたように、葛城市は子育てしやすい環境であるということがやはり市の大きな魅力発信になると考えておりますので、全力を尽くしてまいりたいという所存でございます。

以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。令和3年度は待機児童ゼロということで目指していただけるよう、よろしく願いをいたします。

では、続きましてGIGAスクール構想について、全般的な内容確認と今後の計画についてお伺いをしてまいります。

昨年12月、文部科学省はGIGAスクール構想として、学校ICT環境の抜本的な改善とICTを効果的に活用した、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない構成に個別最適化された学び舎や創造性を育む学び舎の実現を目指していくことを打ち出しました。特に子どもたち1人1台のコンピューター端末と学校の高速大容量の通信ネットワークについては、特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして当たり前のものとして整備していくこととされております。また、昨年6月には学校教育の情報化の推進に関する法律が成立し、国や自治体が学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的、計画的に策定、実施する責務が明確化されています。今や仕事だけでなく、日常生活を含めて、社会のあらゆる場所でICTの活用は当たり前のものとなっております。これらの時代を生き抜く子どもたちにとって、ICTは切っても切り離せないものであります。

今年4月より小学校から順次全面実施となる新しい学習指導要領でも、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力とされています。ICTを適切に使いこなす力は、今や読み書きそろばんと同じ位置づけと言えます。昨年12月に結果を公表されたOECD（経済協力開発機構）が3年おきに実施する生徒の学習到達度調査2018年では、我が国の子どもたちの読解力の低下が話題になりましたが、今回の調査では初めてコンピューターが本格的に活用され、これまでの読解力に加え、情報活用能力も求められる調査でありました。加えて、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位である一方、学校外ではネット上のチャットやゲームを利用する頻度はOECDで平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、今回のPISA調査では、ICTをめぐる我が国の子どもたちの現状と課題が浮き上がるものでありました。ICTを効果的に使い、学びの中心が子どもたちへとなくなっていくことにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたちの学びへの興味、関心を高めることや、主体的、対話的で深い学びにつながるなど、一人一人の理解度や興味、関心に応じた学びを受けられるようになります。

このように、本市の子どもたちが予測不可能な未来社会を自立していき、これからの地域社会のづくり手となっていくためには、学校のICT化は必須です。国のGIGAスクール構想では、子どもたちの1人1台端末と高速大容量のネットワークの一体的な整備を目指し

ており、令和元年度補正予算では、約2,300億円の経費が計上されました。これまでは、地方財政措置での対応とされており、予算化はそれぞれの自治体の一般財源に委ねられていたのとは比べると、画期的な政策転換であります。我が自治体としても国からの財政支援を最大限に活用しながら、学校ICT環境整備を加速していくべきだと思います。

そこで、国は令和5年度までに国の補助で、小中学校の全学年で1人1台環境の実現を目指しています。本市としても早急に整備を加速していく必要がありますが、どのようにして1人1台を実現される計画でしょうか。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ただいま内野議員よりご説明いただきましたGIGAスクールの説明の前に、葛城市では現行の教育ICT化に向けた環境整備5カ年計画、平成29年度から令和4年度の5カ年に基づき、交付税を活用したICT整備を進めてきております。それに加えましてGIGAスクール構想は、国の補正予算として令和元年12月に閣議決定されました。このGIGAスクール構想のGIGAは、通信速度でいうギガビットではございません。グローバルイノベーションゲートウェイフォーオール（Global and Innovation Gateway for All）の略で、誰一人取り残すことなく子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた施策でございます。令和5年度までに1人1台を達成するものでございます。この計画を実現するための端末の導入計画数でございますが、新年度予算では440台、令和3年度に1,209台、令和4年度に1,046台、令和5年度に残りの764台を購入することを計画しており、そのことで令和5年度で1人1台の端末を整備することが実現する予定でございます。

以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。令和2年度には440台ということで、予算が通りましたらきっと各小学校に分配されるのかなと思います。

GIGAスクール構想にもあるように、教師や子どもたちがコンピューターを効果的に使うためには、十分な通信ネットワーク環境が不可欠であります。どのように整備をしていく計画でしょうか。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 学校のネットワーク環境の整備でございます。

現在の学校のネットワーク環境は、平成22年度に校内の有線LANを整備いたしました。その後、Wi-Fi環境につきましても整えてまいりましたが、今回のGIGAスクール構想を実現するためには、1人1台に対応するためのネットワークの強化が必要となります。葛城市では国の補正予算による補助金を利用して、校内の通信ネットワークの強化と端末の電源キャビネットの設置を3月補正予算で提案させていただき、環境整備を実現していきたいと考えております。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。一方、これらのハードを整備することは、あくまでも手段でございます。それをいかに効果的に使い、子どもたちの学びを豊かにしていくのが大切だと思います。先ほども紹介いたしました、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位でございました。ハードが整備されても、それが使われなければ意味がありません。教師がICTを活用して、指導する力も高めていかなければなりません。教師がICTを効果的に活用するために、どのように取り組んでいけますか。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教師がICTを効果的に活用するため、とのご質問です。

ICTを効果的に活用するためには、専門的な知識を有するICT支援員の配置が必要となります。教育ICT化に向けた環境整備5カ年計画に基づきまして、新年度よりICT支援員の小中学校7校への各校2週間に1日の常駐を行い、授業前、授業中、授業後それぞれにおける教員の支援や、教員の研修などを実施する予定でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。今、研修の内容をお聞きさせていただきましたが、一方、学校の教師は多忙でございます。その中でICT機器が新たに加わることに戸惑いや不安を持つ人もいるかもしれません。ただ教師を支援するツールとしてICTを効果的に活用することは教材の研究、作成などの授業準備の効率化や、書類作成や会議の効率的、効果的な実施を可能にすると考えます。導入するときに一時的に負担が生じる場合もあるかもしれません。しかし、一旦導入されれば、教師の日常の業務も大きく効率化され、学校における働き方改革にもつながるものであると思います。ICTの効果的な活用によって、教師が子どもと向き合う時間がこれまで以上に増え、本来の業務に専門性を発揮できる機会が増すなど、教師の仕事は、質、量の両面から改善できると思います。また、教職人生が豊かなものになることによって、教師という仕事の魅力向上も期待されると思います。ここで大切になってくるのは、学校や教師に対する手厚い支援であります。その支援の主体は教育委員会だけでなく、自治体全体として考えていかなければならないと思います。学校の授業でのICTの活用状況は低かった一方、先ほども言わせていただきましたが、学校外では、子どもたち、ネット上でのチャットやゲームを利用する頻度がOECD37カ国平均でも最も高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、子どもたちは学校外では様々な用途でICTを活用している実態がわかりました。その中で子どもたちにICT機器を使わせることによって、有害な情報に触れてしまうのではないかと、SNSを通じた被害に遭わないか、ネットいじめやネット依存につながるのではないかなど、疑念の声も聞こえてまいります。確かにICTの活用にはよい側面だけではなく、留意すべき点もあります。しかし、ほとんどの子どもたちは学校以外の場では既にICT機器に触れており、保護者が見えないところである場合もあると思いますが、子どもたちをICTから遠ざけるのではなく、ICTを適切に使いこなしていくことができるよう、情報モラル教育の充実や有害情報対策などに取り組んでいくことが一層重要になると考えますが、どのように取り組んでいけますでしょうか。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 まず、情報モラル教育の充実と、有害情報対策についてのご質問だと思います。

まず、情報モラル教育につきましては、現在指導を行っておりますが、充実に向けて今後も研究していきたいと考えております。また、有害情報対策につきましては、教員による指導に加えまして、インターネット閲覧によるフィルタリングソフトなども導入しております。以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 フィルタリングソフトを導入していくということでございます。このフィルタリングソフトは、利用者が意図しないネット危険にさらされるのを防ぐ、いわば人を守るソフトの導入をしていただくということによろしいでしょうか。

一方、情報モラルについては、今後充実に向けて研究していくとのごことでございましたが、この情報モラル教育の充実や有害情報対策は、学校だけでなく、地域全体で取り組んでいくべきだと考えます。保護者や地域社会への働きかけについてもお願いをしたいと思います。

I C T機器は障がいのある子どもたちにとって、一人一人に応じた最適で効果的な学びを提供するために役立つことにとどまらず、情報保障やコミュニケーションツールとしても重要なものであります。また、遠隔教育は病気療養中の子どもたちの学習機会の確保にも資するものであります。このように、特別支援教室の充実に際して、I C Tは欠かせないものとなっています。特別支援教育におけるI C T活用について、どのように取り組んでいかれますでしょうか。また、デイジー教科書の導入についても伺いをいたします。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 特別支援教育におけるI C T活用についてでございます。

特別支援教育における1人1台の端末を活用したI C T活用につきましては、今後G I G Aスクール構想の実現とともに研究してまいります。また、現在、教科用特定図書普及促進法、教科書バリアフリー法により、学習障がい等の発達障がいや弱視などの視覚障がい、その他の障がいのある児童生徒のための拡大教科書やデジタル化されたマルチメディアデイジー教科書につきましては、1人1台の端末導入によって、今後ますます進歩していくものと考えられ、特別支援教育におけるI C T活用が進んでいくものと考えております。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 よろしくお願ひいたします。本当にこのI C Tが活用されることによって、特別支援の教育には最大の効果があると私は思うところでございます。

話は変わりますが、今回このデイジー教科書の質問をさせていただくに当たりまして、檀原市のN P O法人N a Dさんへお邪魔をさせていただき、このマルチメディアデイジー教科書のことについて少し教えていただきました。マルチメディアデイジー教科書は、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が主となり、2008年よりボランティア団体と協力を組み、マルチメディアデイジー教科書を、通常の教科書で読むことが困難な児童生徒に提供をされております。特に発達障がいの中でも、学習障がいを読んだり書いたりすることが苦手とされる、ディスレクシアと呼ばれる、知的には問題がなく、聴覚、視覚の知覚的な機能は正常なのに、読み書きに関しては特徴のあるつまりきや学習の困難を示すもので、L Dと

呼ぶんですけども、LDの中心的な症状だとも言われております。

この症状には長い文章を正確に早く読むことが困難、また文中に出てきた語句や行を抜かしたり、繰り返して読む、また1字1字は読めても、文章をとるのが難しいなど、学校生活の場面でいえば、教科書や黒板に書かれた字を認識すること自体困難であったり、その結果授業に集中できなかつたりします。こうしたディスレクシアの症状の発現率は、文部科学省の調査ではおよそ4.5%、すなわち25人に1人程度存在するとされております。決して少ない数字ではありません。

平成21年度よりデジター教科書などの発達障がい等の障がい特性に応じた教科書のあり方や、それらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されています。児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されているなど、デジター教科書の普及推進への期待が高まっております。今年4月からは新しい学習指導要領に基づく教科書が小学校からスタートします。それに先立ち、デジター教科書などデジタル教科書を読み書きに困難を抱えている子どもたちが、学校で必要に応じて使用できる法改正が行われ、昨年4月から施行されております。しかし、こうした子どもたち一人一人に1台提供できる仕組みがなく、ここを何とかせねばと公明党としても国会や予算要望などで繰り返し訴えをさせていただきました。今般、学校の情報化の推進という文脈の中で1人1台ということですが、こうした子どもたちにこそ、優先して提供すべきではないでしょうか。令和5年には1人1台導入されますが、今年度440台に関しては柔軟な運用をしていただき、この理念を体現していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

そしてこの質問の最後に、千載一遇のこの機会にほかの自治体に遅れをとり、我が自治体の子どもたちに不利益をかぶせられることは決してあってはなりません。教育委員会だけでなく、市長部局も一体となって自治体としてGIGAスクール構想の実現に取り組んでいくことが必要です。自治体としてのGIGAスクール構想の実現にどう取り組んでいきますか。教育長としての思いや覚悟をお聞かせください。

増田副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今までの議会でも、奥本議員の方からICT教育を進めるようにというご提言を何回もいただきまして、その都度私、そこまで慌てません、そこまでしませんというようなご答弁を申し上げてきたわけですけども、本当に情勢が変わりまして、今このGIGAスクール構想の流れに乗らないと、本当に葛城市が遅れをとってしまう、そういうふうな環境でございますので、私言うてることが今までとはころっと変わると思うんですが、今後はこのICTの活用というものに力を入れていきたいというふうに考えております。

ただし、これは前から言ってるのと同じなんですけれども、子どもに今タブレットを渡したら、2歳や3歳の子どもでもしっかりさわると思います。置いておいたら1日でもさわっていると。でも、これを学校教育の中に取り入れていくわけですので、これを授業の中の教育的なツールとして活動させるように、やっぱり今後は教師の方の研究というものがとても重要になってくるのではないかなというふうに思います。先ほど部長の方から年次計

画で入れていくと言いましたが、可能な限りゆっくり入れていって、その間に各教師がどの授業でどういうふうな活用ができるかというような道をしっかり探ってやっていきたいというふうに考えております。

ですから、まとめますと、葛城市としてもこのICT教育、デジタルGIGAスクール構想に乗ってしっかり頑張らせていただきます。

以上でございます。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 予算が伴いますので、非常に、これは教育長、教育委員会部局と実は相談させていただきました。国がGIGAスクール構想を出されて、子どもたちに生徒も含めて1人1台のタブレットという構想、非常にいい構想やと思っております。ただ、それを導入するに当たって、どのような問題点があるのかということも、一緒に実は検証させていただいたわけでございます。単純にタブレットの導入だけではないでしょう。ですから、当然タブレット使って何をやるのかということをもまず考えないといけない。じゃあ当然教科書は最低限そこに折り込まないといけない。じゃあその費用はどうするのかまで含めましてです。それともう一つは、これは令和5年に整備されるんですけども、これで完結ではないということなんです。当然機械のことですから、壊れます、耐用年数あります。それからソフトの更新もございまして、ですから令和5年までに果たしてこれを整備して、それが国の援助があるのかないのかということも含めた中で、問題点を分析いたしました。ただ、申し上げたのは、このタイミングで手を挙げるところと、挙げないところでその地域、市町村によっての教育力に多大な差が出るということなんです。従前から確かにその地域の教育力というのは、差がございまして。その地域によって、その世代、子どもたちにどれだけのお金を投資できるのかというのが、まさにその地域の教育力に大きな差が出る。これが今回国が音頭をとられた、この制度に乗るのか、まず手を挙げるのか、挙げないのか。挙げない自治体、かなりあると思います。挙げるということは、一定の覚悟をしているんな覚悟をして入るということなんです。ですから、当然のことながら、国の補助金だけではいきません。それ以外のお金を段取りでできるだけの覚悟をして、そこに入るということでございます。教育長は教育現場の長として、最大限、ソフトにつきまして考えていただく。私ども行政の方は、ハードも含めた中の予算措置の中でその地域の教育ということについて、全力で協力をしていくという覚悟でございます。

以上でございます。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。市長、教育長、本当にともに両輪となってよろしくお願いをいたします。

最後に、時間がないんですけども、最後の質問で読書のバリアフリー法施行後の対応についてを質問させていただきます。

視覚障がい者や発達障がい、肢体不自由など障がいがある人が利用しやすい読書環境の整備についてお伺いをいたします。

昨年6月に成立いたしました読書のバリアフリー法は、読書障がい者も健常者と同じ読書環境の整備を推進するという法律でございます。このことは、図書館での電子書籍の充実や、電子書籍の質の向上のための政策支援や新しい技術を反映した企画の普及などが挙げられています。公立図書館等について、おのおのの果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携をして、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の充実、その円滑な利用のための支援の充実、図書館の利用にかかわる体制の整備が行われるよう、必要な施策を講じることを求めています。本市の対応についてお伺いをいたします。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 障がいのある方向けの図書資料につきましては、活字による読書が困難な点字図書、朗読テープ、大活字本、デイジー図書等の資料をそろえており、図書館用広報誌図書館だよりへ掲載し、市民に周知いたしております。また、図書館では音訳ボランティアの方を企画政策課と連携し、広報かつらぎを音訳した声の広報の貸し出しサービスを実施しております。その他としまして、全盲や弱視の方を対象に、活字文章を読み上げる装置、音声拡大読書器を朗読室に設置させていただいております。また、図書館の建物につきましては、スロープ、エレベーター、点字ブロック、車いすのまま座席についていただける机を設置しており、トイレにつきましても多機能トイレがありますので、障がいの方が安全かつ快適にご利用いただける環境でございます。

以上です。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。様々な環境が整備されていることを理解させていただきました。今後このバリアフリー法なんですけども、福祉とも連携をとっていただいて、今後前へ進めていただけたらと思います。そして、大活字図書の蔵書、また展示絵本コーナーやLLブックコーナーの設置、またありがたいことに本市、新庄の方の図書館では、何年か前にデイジー図書のコーナーを設けていただきたいというふうに申出ましたら、館長さんがすぐに設置をしていただいたところで、対応の早さに大変感謝をいたしております。

このデイジーとは誰もが読める電子図書の国際基準規格であります。この規格を用いてパソコンで文字、音声、画像を同時に再生できるように作成したものがマルチメディアデイジー図書であります。マルチメディアデイジー図書は文字だけでは文章の内容が理解しづらいディスレクシアの人に有効であると言われております。また、読み書きの速度やレイアウト等を変更することができるので、高齢者また弱視の方にも使いやすいと言われております。デイジー図書の貸出しをしていただいておりますが、利用状況を教えていただけますでしょうか。

増田副議長 森井教育部長。

森井教育部長 デイジー図書資料につきましては、購入先が限定されるものです。主な購入先としましては、東京日本リハビリテーション協会から購入しており、大和ガスから寄附金の一部を障がい者用資料購入費に充当させていただいております。また、利用状況でございますが、図書館では74タイトルのデイジー図書がございまして、一般向けの25タイトルの本年度の利用数は1件でございました。また、児童向けの49タイトルの本年度の利用者数は12件でござ

いました。環境整備はできている状況でございます。利用促進につながるよう、研究してまいりたいと考えております。

増田副議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。蔵書においては、デジタイズ図書を平成27年から蔵書をしていただいて、令和元年度、昨年では一般書が25タイトル、児童書が49タイトルと合計今部長がおっしゃったように74タイトルがあります。年々こうやって増やしていただいております。今後もよろしく願いをいたします。

目で読むことが難しい方向けの点字図書や、また、録音図書などの視覚障害やその他の理由から目で文字を読むことが難しい方のためのサピエ図書館がインターネット上にございます。このサピエ図書館でございますが、約18万タイトルの点字データのほか、音声デジタイズデータ約7万タイトル、そしてテキストデジタイズデータ2,000タイトルを持っておられます。このサピエ図書館の会員になると、図書館のホームページで検索して、出てきた結果の画面から好きな資料を選んで、自分のパソコンにダウンロードしたり、ストリーミングをしたりもできると伺っております。このことは今回はいたしません、またこういうようなこともお知りおきいただけたらなと思ひまして、サピエ図書館のこともご紹介をさせていただきました。このことを含め、今回の読書バリアフリー法の中でも触れておりますので、ぜひとも研究をしていただけたらなとそうように思ひます。視覚障がい者等の利便性の向上と普及が図られるとともに、今後視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍が提供されることをお願いをいたします。そして、當麻図書館の方に問い合わせたら、デジタイズ図書は置いておられないということで、もし利用があるならば、新庄の方の図書館でお借りするということがあったんですけれども、やっぱり葛城市には2つの図書館がございます。できれば當麻図書館にも置いていただけたら、またコーナーを設けていただけたらなと思ひますので、これは要望でございますがよろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

増田副議長 以上で内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時31分

再 開 午後4時00分

増田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により延長をいたします。

それでは、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をいたします。

本日のラストバッターでございます。皆さん朝から大変お疲れのことと存じますが、いましばらくおつき合いのほど、お願いをいたします。

さて、WHO世界保健機関が、COVID-19と命名しました新型コロナウイルスの対応

には、葛城市でも職員の皆様はじめ、小中学校の先生方、関係者の皆様方、本当に大変なことと存じます。どうか皆様体調には十分ご留意いただきますようお願いを申し上げます。

今回の質問は2つございます。質問の1つ目は電話などでの特殊詐欺などの防止対策機能付機器、電話機ですけれども、これの公費補助についてであります。2つ目は住民参加のまちづくりについてであります。毎回恒例のパネルですが、今回も議長のお許しを得ましたので、適宜用いながら質問に臨みたいと存じます。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

増田副議長 3番、吉村始君。

吉村始議員 議会の初日、阿古市長の令和2年度施政方針を拝聴いたしました。かねてから阿古市長は市民第一のまちづくりを根底に据えた、災害に強いまちづくりの実現に力を入れておられます。これは、あらゆる世代の市民が安心して暮らせるために必要な施策のそのうちの1つであるというふうに理解をしております。私も安心して暮らせるというふうなことを念頭に置きまして、赤ちゃんと赤ちゃんを育てられる世代を念頭に、昨年の9月議会では新生児聴覚検査の公費補助についてお尋ねをし、当時奈良県内の公費補助による実施自治体は3町村のみにとどまっていることから、先天性難聴児を早期に発見し、療育の開始を図るためにも、葛城市での実施を要望いたしました。そのとき市長からも具体的に検討作業に入りたいとの言葉をいただきまして、施政方針演説、またこの議会でも触れていただいているところであります。

さて、今回は人生のずっと上の方、上の世代、高齢者の安全・安心について提言をしたいと思っております。一般的に高齢者は電話による特殊詐欺の被害を受けやすいと言われていて、大きな社会問題となっております。

ここで、特殊詐欺の説明をいたします。特殊詐欺とは、犯人が電話などで親族や公共機関の職員などを名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、犯人の口座に送金させる犯罪のことだということでもあります。警視庁が今年の1月1日から特殊詐欺の手口について、10種類の類型に分類をされたということでもあります。私がよく聞きますのが、オレオレ詐欺、それから架空料金請求詐欺、還付金詐欺とこういうふうなものを聞きます。キャッシュカードにつきましては、キャッシュカードの実物を盗むということで、キャッシュカード詐欺盗といって、これはまた別の言い方をするらしいですが、これだけの種類があるということでもあります。これまで社会に貢献をされてきたお年寄りを食べ物にするなんて本当に許せないことでもあります。葛城市としても、市民を特殊詐欺の被害から守らなければいけない、このように思います。

さて、奈良県警によりますと奈良県内の特殊詐欺による被害は、平成30年6月末現在の約半年間で、67件だということでもあります。被害総額は2億7,360万円とのことでもあります。

そこで伺いますけれども、葛城市内でのここ1、2年の被害の状況はどのようになっていますでしょうか。

増田副議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの吉村議員の質問に対する回答でございますが、平成30年は0件、令和元年は1件、被害額約180万円です。県内全体では増加傾向であります、本市においては、県内12市の中で最も被害が少ない状況でございます。

以上です。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 奈良県警察本部が1月15日に発行した「やまとの安全」というものがございまして、今のご答弁のとおり、特殊詐欺は県内全体で増加傾向で前年比プラス41件で増えているという文字が躍っております。その中で確かに今ご答弁ありましたみたいに、葛城市は近隣の市や町に比べて被害件数が低く抑えられております。葛城市内ではどのような啓発活動を行っておりますでしょうか。

増田副議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

令和元年度は、御所市との連携窓口に関する啓発パンフレットを作成し、全戸に配布しております。また、防災行政無線、広報かつらぎ、市ホームページで特殊詐欺防止について啓発を行っております。

以上です。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今のご答弁を伺いまして、葛城市も同様に御所市も他市と比べまして特殊詐欺による被害額が低く抑えられております。葛城市、御所市の啓発活動の努力の成果が一定出ているのではないかなというふうに思います。

次に、特殊詐欺一般についてお伺いをいたします。特殊詐欺の被害に遭われた方の年齢に傾向はありますでしょうか、また考えられる理由はどのようなものがありますでしょうか。

増田副議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

被害者の80%が65歳以上の高齢者でした。詐欺師が老後のため、家族のためと蓄えた財産を狙う傾向が高いためだと考えられております。そのため、約75%が自宅の固定電話に電話をかけておるという状況でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 被害者に高齢者が多いということでありまして、平成28年度に内閣府が特殊詐欺に関する世論調査を行っております。平成29年に報告書が出ております。インターネットでも見ることができますので、私それを見ました。その中で、特殊詐欺に対する意識に関する質問項目があります。気になったのは、自分は被害に遭わないと思うと回答した方の割合であります。この世論調査では、次の5つの選択肢の中から選んでもらっております。5つの選択肢とは、自分は被害に遭わないと思う、どちらかといえば自分は被害に遭わないと思う、どちらかといえば被害に遭うかもしれないと思う、自分は被害に遭うかもしれないと思う、そしてわからない。以上の5つであります。そのうち、自分は被害に遭わないと思うと自信満々に答えた方の割合は、全体で39.6%ですから、ほぼ4割です。これで気になりますのが、大体若い

人ほど謙虚なのかもしれませんが、自分は被害に遭わないと思うという割合が低くて、大体20代、30代であれば30%を割っているということなのですが、だんだん年齢が上がるにつれて例えば60代であれば42.9%、70歳以上になると半数以上の方が被害に遭わないと自信満々に答えている方の割合が多いということでもあります。

さて、じゃあどうして被害に遭わないと思うんですかという理由を聞いたときに、気になる回答が、私はだまされない自信があるからだという回答が多かったんです。全体の46.3%です。つまり、これはどういうことかといいますと、例えば自分のこれまでの経験とか、家族の声、こんなんわかってると、うそを見抜ける自信があるというふうに思っているということなんです。自信があるという方は大体全体の半分より少なめ、だまされないと思うと答えた人の中の46.3%くらいなのですが、やはり、その中でも60歳を超えてくると半分以上、50%を超えてくるということです。ですので、自信があるというか、信じ込んでいるといったというふうに考えた方がいいんじゃないでしょうかと思います。誰か相談する相手がいますかと、いつも誰かに相談するようにしているから、だから安心ですよというふうに答えた人の割合は、実は全体の40%です。だまされないと自信があるといったうちで、いつも誰かに相談してるからと答えた人を見ますと、大体20代、30代、40代というのは、半分以上の方が相談をされているんですけども、だんだんとやっぱり年齢が上がるにつれて、相談しないという人が増えてきて、60代、70代でいうと3割くらいの方しか相談をしないというふうなことになっております。

今度は「やまとの安全」という本の中のアンケートです。これは令和2年2月10日に発行された「やまとの安全」ですが、これを見ますと、自分はだまされないと思っている人でもだまされるという項目がありまして、被害に実際に遭った人のうち、87%がだまされない自信があったということです。だから自信があったとしてもだまされてしまったということで、警戒することが大事ですというふうに書かれております。

このような実態があるわけですが、これに対して市としてはどのような対策をとっておられますでしょうか。

増田副議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

奈良県内においては、防止対策機器購入補助制度を導入しておられる自治体が4市町ありますが、本市では在宅中も留守番電話にする、またナンバーディスプレイを活用する方法を助言しております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 先ほどのご答弁にありましたように、詐欺師の約75%が自宅の固定電話に電話をかけております。市としても今おっしゃったみたいに在宅中も留守番電話にする、ナンバーディスプレイを活用するなどの方法を助言されているということでもあります。先ほど紹介しました「やまとの安全」1月15日発行のところに、「詐欺師を防ぐために大切な3つのこと」ということが書いてあります。これ何かというと、まず1つは手口を知っているということであ

ります。それからもう一つは誰かに相談すること、高齢者の方ほど相談するのが少ないと。もう一つが電話機に対策することというのがございます。じゃあ、電話機に対策するというふうなことは一体どういうことかといいますと、これも別の「やまとの安全」の令和2年2月28日号、奈良県警察本部が発行しておりますけれども、この中に具体的に防犯電話をつけてくださいと、防犯電話にできることということで、自動録音、電話をかけてきた相手にこの電話を録音しますというメッセージを流して、通話内容を録音するという、特に犯人の詐欺師は声を録音されるのを嫌いますので、電話をあきらめさせる効果があるということらしいです。あと迷惑ブロックサービスであるとか、声かけアナウンス、これは電話に出る前に迷惑電話にご注意とか、いろいろ言ってくれるらしいです。そういった注意喚起をしてくれるものがあるみたいであります。

さて、そこで提言をいたします。今申しましたこういった特殊詐欺などの防止対策機能付電話の公費助成を本市でも検討していただくように要望をしたいなというふうに思います。県内では既に4市町が公費助成を進められておりまして、奈良市、生駒市、大和郡山市、斑鳩町ですが、ホームページに全部掲載されていますので、プリントして持ってまいりましたけれども、大体どこの自治体も同じような内容でございます。まず、補助対象者というのは、市内に居住して基本台帳に記録されている方、それからあと満65歳以上の方、それからあと税金の滞納がない方という形になっております。それから補助の金額ですが、これもそろい踏みというか、1万円を上限として経費の2分の1を補助しましょうというふうになっています。募集件数につきましては、これは奈良市で50件、生駒市でも25件程度、大和郡山市でも50件程度ということで、さほどの自治体も多くないというふうな感じであります。私、この提言をするには2つ目的がございます。1つは、公費助成によりこの電話を買いかえたいんだけども、こういうのがあれば電話を買いますよというふうな人たちに防止対策機能付電話の普及を促すことができるなということです。もう一つは、こういうことをやっていますよということで広報等で、もしやるということになれば行政として情報発信をする形になると思いますけれども、特殊詐欺の手口の防止方法、こういう手口があります、だから電話で防げますという防止方法の啓発ができるということでもあります。詐欺師の4分の3が自宅の固定電話に電話をかけているという実態があるということですので、これに対して防止対策機能付機器があるということをやったり葛城市民に知っていただくということ、それから購入を選択肢の1つに入れてもらうということは私は意義があるのではないかなというふうに思います。

ということで、私は防止対策機能付電話への公費助成をすることには、特殊詐欺から市民を守る効果が期待できるというふうに考えまして、葛城市でも一度導入の検討をお願いをしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。葛城市におきましては、高齢者の特殊詐欺という点につきましては非常に少ない地域でございます。特殊詐欺の方も令和元年度ですか、1件あったということでございますけれども、それもちよっと今の高齢者であったかどうかというのは、

その範囲であったかどうかは、あえて申し上げません。果たして何が特殊詐欺を防ぐに当たって大切かといいますと、やはり啓蒙、啓発が一番であろうというように感じております。その中で防災無線が葛城市にとってはキーワードになるのじゃないのかなという、災害も含めまして、という思いをいたしております。ですから、今現在持っているツールをまず最大限使う形で対応をしていきたいなという思いでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今、市長がおっしゃいましたように、部長の答弁にもありましたように、葛城市は今いろいろ啓発活動もされていまして、被害自身としては低い状態にあります。また、私の提言につきましては、また後々ご検討をいただく機会があればありがたいなというふうに思います。

続きまして、住民参加のまちづくりについてお伺いをいたします。

地方政治には、4つの主体があるというふうに言われております。4つの主体といいますのは、まず市民です。市民というのは、葛城市の主権者であります。それから市長です、市民が市長を選びます。それから、行政のプロである市職員です。市長と市職員とをあわせて、行政というふうにいいます。そして私ども市議会です。この4つの主体があるというふうに言われますが、地方自治の主役はこれは言うまでもなく市民であります。市民が市長と市議会とをそれぞれ選挙で選ぶわけでありまして、国政では、国会は最高の国権機関とされ、議会制民主主義と言われます。総理大臣も必ず国会議員の中から選ばれます。地方自治は、そうではなくて、市長と市議会とが別々の選挙で選ばれます。二元代表制と呼ばれるものであります。それから市町村や都道府県などの地方自治体では、市町村長や知事が一番大きな権限を持っておりまして、首長制民主主義とも呼ばれたりいたします。行政は、議会に対して条例や予算などの提案を行います。そして、これに対して市議会は市民の代表として、議決や調査などを行います。市長や市議会は選挙によって選ばれますので、当然市民の意思を反映しているはずであります。しかし、私はそれだけで市民の声を市政に反映させるのにはまだまだ、十分かという、そうでもないのではないかというふうに考えております。選挙のときだけでなく、常に市政の情報を得られ、市民が意見を表明できる場があるのが望ましいと考えます。

さて、このたび葛城市では、第2期葛城市総合戦略（案）を提案されまして、広く市民からの意見を募集しています。戦略案は、市のホームページのほか、市役所や図書館、ゆうあいステーション、歴史博物館など、市内の公共施設で閲覧できます。意見の募集期間も、先月の20日から今月の10日まで、十分な期間を設けていると私は考えます。

さて、私は平成30年6月の一般質問で、新たな市政モニター制度の設置についてお伺いをいたしました。その際も冒頭のように、選挙だけでは市民の声を反映させるには十分ではない。常に市政の情報を得られ、意見を表明できる場があるのが望ましいという意見を述べました。その理由の1つとして、幾つかあったんですけども、1つは仕方がない、やむを得ないことなんですけども、市長は1人しか選べませんし、市議会議員も15名なんです。市民の

実際の構成比からすれば、偏りがどうしてもできてしまう。というのは、具体的に言いますと、今インターネットをごらんになっている方は、葛城市議会は女性議員ばかり映っているので、女性議員が多いように見えますけれども、実際は15人中3人ですので、2割しかいらっしやらないんです。20代、30代の議員もいらっしやらないんです。そして、そもそも地方参政権を持っていない外国籍の市民の方もいらっしやるでしょうし、中学生、高校生、どんなにいい意見を持っていても投票行動という形では示せません。こういった方々の声を聴くということにも意味があるというふうに考えます。

ちょっと余談になるんですが、ちょうどたまたまきょう一般質問をしようと思った前日、国際女性デーでした。今さっき女性議員のことを言いましたけれども、国際女性デーというのは、女性の権利向上のというふうなことなんですが、SDGsでも、第5番目にジェンダー平等を実現しようというふうなことであって、全ての女性と女児のエンパワーメントを図るというふうな項目がございます。これ、たまたまきょうの日本経済新聞朝刊に載ってたんですが、ユニリーバという国際的な企業なんですが、最終的に面接で社員を採用されるんですが、採用過程において書類選考があるんです。写真の印象が採用の有無に影響するという事で、書類選考のときに顔写真をつけないというふうなことで、こういうSDGsのこういうふうなものも出ていとおりで、まだまだ女性が十分活躍できないような社会になっているわけですから、そういったことをこういう採用条件のところからもやめていこうということです。今、1つ肝心なこと言い漏れましたが、ユニリーバは、採用で性別の記載を廃止をしたということです。書くときに男ですか、女ですかというふうなことを聞かない。これを聞くことによって知らないうちに採用する側にバイアスがかかってしまうと。これを排除しようということだそうです。最終的にはもちろん面接はされるというふうなことであります。

話がちょっと横道にそれましたので、戻します。

さて、先ほど言いました市政モニターという言葉なんですけれども、葛城市誕生の翌年である平成17年度から平成20年度の4年間運用された制度であります。私も誕生間もない葛城市がホームページで公募をしているのを見て応募をいたしました。葛城市誕生の翌月に仕事の都合で、私当時、京都府宇治市に住んでいたんですけれども、もともと新庄町出身なんです。新庄町から市になったので、かっこいいなということで、なったのもきっかけの1つとして引っ越して戻ってまいりました。私、先ほど言いましたように新庄町で生まれ育ちまして、当時の新庄教育を受けて育った世代なんですけれども、特段、行政への興味があったわけではありませんでした。しかし、市政モニターに参加したおかげで、葛城市政に対して興味を持つことができました。したがって、市政モニター制度を行政が市民の声を直接聴くという意味と、市民が市政に関心を持つきっかけをつくってくれるという意味から、私は今でも高く評価をしております。そして先ほど申しましたように、一般質問でも取り上げて、当時の飯島企画部長が答弁をされたということでもあります。

そこで、お伺いをいたします。葛城市における市民の声を聴く公募型の制度につきまして、どのようなものがありましたでしょうか、いま一度お尋ねをいたします。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございます、市民の声を聴く、公募型の制度についてでございますが、これにつきましては、平成30年第2回議会定例会において吉村始議員の一般質問において、当時の企画部長が答弁しておりますが、まず、合併当初においては、平成17年度から平成20年度の4年間運用されました市政モニター制度がございました。市民の参加状況でございますが、公募で選ばれました20名と、人口割合を考慮いたしまして大字に依頼して参加いただいた10名の合計30名が市政モニターとして登録されておりました。この詳細につきましては、簿冊の保存期限が満了しているため残っておりませんが、その時々テーマについてご意見を伺っていたようでございます。その後、市民判定会やタウンミーティングなど、市民参加型の新たな制度が設けられたことで従前の市政モニターは廃止されたところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 市政モニターは、吉川市長のときの制度でした。山下市長にかわられて始められた市民判定会は、私直接参加したわけでもないんですが、後々伝え聞いた話では、行政がこんな事業を行いたいと市民判定員に示しまして、市民判定員が市が実施してくださいというのと、これは民間で実施できるでしょうということ、これは不要ですと、そもそも不要ですなどの判定を行ったというふうに聞いております。国政で民主党政権のときに、事業仕分けなるものが行われまして、流行語にもなりましたけれども、判定する作業に市民が参加したイメージなんじゃないかなというふうに私、勝手にイメージを思っているんですけども、葛城市が行っている主な事業を市民に公開して、詳細に説明することにより、各事業の内容を市民が理解し、事業そのものが行政サービスとして必要なのか、主権者たる市民が考える効果があったものと理解をいたします。

さて、タウンミーティングにつきまして行政が市内の各地域に出向いて、市長や職員が住民に説明したり対話したりする形であったと記憶しております。私も実はタウンミーティングに参加した覚えがありまして、当時私はほかの市民の方々とともに葛城市の情報発信サイト「葛城市きてみてネット」なるものを運営していたんですけども、市とホームページのリンクをしたいということで、なかなかうまくいかなかった中、タウンミーティングでどきどきしながら葛城市の公式ホームページとのリンクを一市民なんですけれども要望したところ、山下市長は即決で、やりますと言ってお答えになりまして、行政というのはこんな一市民の声を聴いてくれるのかと驚いた覚えがあります。これは余談でございますが。当時のタウンミーティングの目的や運用についてどのようなものであったのでしょうか。これをお尋ねをいたします。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 タウンミーティングの目的や運用ということでございます。

このタウンミーティングにつきましては、市民と市長が市政に関する対話を行い、市政について幅広く市民の意見を聴取し、また市政に対する理解を深めることを目的としており、開催要件としては、おおむね20名以上の参加が可能な団体等の要請に応じて行うものとなっ

ておりました。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 次に、私の2年前の一般質問で、阿古市長が当時、一定エリアごとの市民の意見を聴く機会をつくるように指示を出されたと答弁をされています。これがこの後始まった、市長や市職員が地域に出向いて開催される、市政フォーラムのことだと理解をしておりますけれども、その目的や運用についてお尋ねをいたします。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 市政フォーラムについてでございますが、これは市長がみずから各大字に出向きまして、市の施策や将来像を地域住民と直接語り合い、意見交換を行うことを目的としており、この市政フォーラムの趣旨を理解し、開催を希望された大字において実施しております。

平成30年度から令和元年度にかけて、44カ大字のうち、39カ大字で実施したところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 市政フォーラムにつきましては、それなりに準備も必要であろうと思いますし、市の担当部局の職員の皆様にも負担があるものと拝察はいたします。2年前の一般質問で、飯島部長は市民参加型イベントのメリットについて、当時は一般論として答えられたわけでありまして、その後阿古市長のもとで市政フォーラムを多くの大字で実際に開催されてみて、やっぱり手間暇をかけても、効果があったというふうに思います。具体的にそういう効果につきまして、どのように評価をされていますでしょうか。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 市政フォーラムの効果ということでございますが、これは市民の生の声を直接市長が聴きながら、市政に反映できる仕組みであるとともに、市政について市民にお伝えしたいことを対話形式で行うことができる仕組みでありまして、実際に地域住民の方がどのような意見をお持ちであるのか、あるいはそれぞれの地域にどのような問題点があるのか、生の意見を聴けるということがメリットであると考えております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 今おっしゃったみたいに、やっぱり市長と住民の方がなかなか対話形式で話ができるという機会がないわけですから、非常に貴重な機会かなというふうに思います。それで市民の声が行政に反映されれば非常に生きてくるんじゃないかなというふうに思います。

ここで改めて念押しをしておきたいのは、今の一般質問の趣旨は住民の意見を自由闊達な議論を住民あるいは行政がお互いにして、さまざまな住民にも意見があるということを踏まえた上で、今後のまちづくりに反映させていきたいと思います。そういくべきだという話であります。したがって、例えば住民個別の要望を聴く仕組みの話をしているわけではございません。

そこで、話は少しずれますけれども、参考までに大字要望の制度についてお伺いをいたします。市長は以前、要望についての返答を確かにするやり方、実際にはどういう具合の形にやっていきたいと思えますというような返答の仕方をしていっている、それを変えていっていると答弁をされています。具体的には各大字要望の公平性を阿古市長としては担保しようという、そういった意思の回答をされたというふうに理解するのですが、いかがでしょうか。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまお問いの大字要望制度でございますが、これは平成29年度より市として大字からの要望を一括して受付することにより、市への要望はもとより、大字での課題、困りごとなどを総括的に把握し、また大字における優先順位をつけていただき、それを予算編成の材料とさせていただければとの考えから、仕組みやルールをつくり上げ、各区長のご協力によりまして実施しているものでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 阿古市政では、大字要望は平等にということで上げてもらい、それと別にこの市政フォーラムということで、市民の声を聴いておられるというふうに理解をいたします。

先ほど、私冒頭に述べました第2期葛城市総合戦略（案）では、市は意見を募集されているというふうに申しましたけれども、以前市長は、パブリックコメントにつきましては、制度としてはできるのだが、なかなか一方通行になることが多いというふうに答弁をされていたということを覚えております。パブリックコメントの実施状況について、実態はどうかということをお尋ねいたします。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 パブリックコメントの実施状況でございますが、令和元年度中に、5つの計画に対して、パブリックコメントを実施しております。そのうち、パブリックコメントの募集が終了した計画の実施結果について申し上げますと、葛城市住民投票条例（案）は11件、葛城市生活交通ネットワーク実施計画（案）については2件、葛城市緑の基本計画（案）については7件の意見があったところでございます。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 先ほど私申しましたように、パブリックコメントについて行政の方は広く告知もされますし、十分な募集期間もとっておられます。しかし、現状としましては住民投票条例ですら意見がようやく2桁と、ほかのものについては、1桁というのが現状であります。ただ、この現状の中で、私はここはちょっと言っておきたいと思うんですが、葛城市内に数は少ないんですけれども、やっぱり市政に対して積極的にまちづくりについて提言をしようとしている市民の方がいらっしゃる。こういう存在は本当に貴重なことだと思いますし、どの自治体にもいらっしゃるのかもわからないんですけれども、こういった市政に対してよくしていきたいという意思表示、意見を出されるという方々に対して、敬意の念を抱いておりますし、感謝を申し上げたいと思います。

さて、これも当時の飯島部長の答弁でありますけれども、一部はしよりながら紹介いたしますと、市民の声に機動的に答えていくためのメディアといたしましては、電子メールによるご意見、意見箱への投書など、さまざまな選択肢が用意されてございます。そして、市民からの要望、意見につきましては、担当課はそれに対する回答方針につきまして必要に応じて市長にも諮りながら決めておりまして、これがむしろ時代に適応した対応が図られているのではないかと見解を述べられていました。市民の声に答えるメディアとして、電子メールによる意見、意見箱があるということなのですが、この投書の状況についてお尋ねをいたします。

増田副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまの市民からのご意見をいただいている状況でございますが、平成30年度中の1年間の状況といたしましては、市のホームページから送信できるご意見メールが217件、両庁舎に設置しておりますご意見箱からのものが52件となっております。

これまで個別具体的な内容のご意見が多くございまして、市政全体のまちづくりに対するご意見は少ない状況となっております。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 やっぱり今お答えいただきましたように、個別具体的な内容が多かったということです。今SNSが一般化しております。こういった中で葛城市も新しい媒体を使って市民の声を取り上げようとされているのではないかなというふうに拝察します。そして、現状の課題についての認識を伺おうかなと思ったんですが、ちょうどあすの一般質問で杉本議員が葛城市のホームページについて聞かれると通告一覧の方にありましたので、SNSにつきましてもその流れで考える方がいいのかと思いますので、それはお任せをしたいなというふうに思います。

さて、実は今回の一般質問の中で、私は葛城市住民投票条例のことも念頭にありました。昨年6月に市が葛城市住民投票条例の制定を目指す議案を提出をされましたけれども、私も議会では反対多数で否決をしております。この後、自分のニュースとかいろいろ書くために市民の方に向けてどのようにこれを説明しようかなと、実際のところ私は住民投票条例については必要だなというふうには思っておったんです。ただそのときに、反対意見として出ていたのが、1つが議論が不十分というのがありまして、これはまさにそのとおり、これもあるなど。それからもう一つこれ重要だなと思いましたが、市長や市議会の権限を損なうという意見がありまして、これもクリアしないといけない問題になってきますので、これが反対意見であった、これも両方とも一理あったなというふうに思っております。議会と市民ということで、何年か前に話題になりましたのが、高知県の大川村というところがありまして、大川村では人口が400人しかいらっしゃらないということで、6人の村議会議員のなり手がなく、もともと10人いらっしゃったんですよ。それがどんどん、どんどん減らして6人に減らして、それでもなり手がいないかもしれないということで、地方自治法でいいます町村総会という欄があるんですけども、議会を廃止して、村民400人しかいませんので、

村民で行政に対峙して意見を言っていこうというふうな、ということを検討するというニュースがあったんです。私はてっきり、村議会をなくそうということをおっしゃってるのかなというふうに思いまして、いろいろ見たんです。大川村議会の維持に向けた方策についてという、平成29年12月に大川村議会維持対策検討会議というのがありまして、ここに明確に書かれております。大川村と高知県は、本検討会議における検討を通じ、若者が定着できる大川村をつくること、そして村議会を維持することに向けて引き続き全力で取り組むということです。人口が少ない村であったとしても、直接民主主義というか、これは極めて現実的ではないということです。今、間接民主主義をとっておりますが、やはりどうしても行政の方には職員の方、プロの方がついておられますので、それに対して意見とか何かを言おうとしても、圧倒的に行政の方が強いわけです。そうなってくると市民の方がいろいろ直接というのは、大川村であってもなかなか難しかったなというふうなことがあります。

ちょっと住民投票の方に戻りますけれども、常設型の住民投票を市が当時出した目的につきまして、市はこのようにおっしゃっています。地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項につきまして市民の意思表示手段とするものだというふうに述べておられました。そのことによって、市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに市民と行政の協働によりまちづくりを推進するのだというふうに述べておられます。住民投票、今回はたまたま住民投票の目的について行政の方から出されたわけでありましてけれども、これは住民投票に限らず、やはり地方自治の本旨というのは市民に主権があり、市民の意思表示がきちっとできる手段があるべきであるということ、そのことによって市民と行政の協働によるまちづくりを推進しなきゃいかんと、そういうふうなことだと思います。私は住民がまちづくりに意見を表明する場がある、制度があるというふうなことは重要だというふうに考えております。

そこで、このことについてちょっとご紹介を1つしておきたいと思います。住民協議会というものであります。これは、政策シンクタンク構想日本というところがやっておられるものでありまして、キャッチフレーズは、市民が行政を人ごとじゃないですよ、選挙のときだけ選ぶ人ごとじゃないですよ、自分ごととして考えましょうというふうなものであります。おもしろいのは、無作為に抽出された市民が、私やりたいという人が選ばれるわけじゃなくて、無作為に選ばれた市民がまちの課題について議論をする場らしいんです。気をつけなきゃいけないのは、住民協議会というのは、ほかの自治体でもいろいろやっておられます。今私が言うのは、構想日本が掲げられている住民協議会というものについて紹介をするということでありまして。そして無作為に選ばれた人たちが、今まで行政に興味ある、興味ないに関係なしに選ばれた人たちが出てきて、身近な問題を行政任せにせず、住民みずから自分ごととしてまちの状況を知り、意見を出し合う、行政が行っていることを具体的に考え、課題解決を目指すというふうなシステムをやっておられます。これがどうしてもそういう市民参加型という、1つは公募、それからもう一つは団体の長とかで充て職というのがあります。それをやるとどうしても公募をしてしまうと、特定のごく少数の人が何度でも繰り返し手を挙げられるというのが、全国的な傾向であると、それをちょっとここでは防ごうというふう

なことを言われております。そして、無作為で選ばれた人たちが出ることによって、2つの大きな特徴が挙げられるらしいんです。通常は行政と住民が対峙して議論になることが多いんですが、住民同士の議論が出るということ。それからまた、これ本当に行政に言わなきゃいけないことなのかな。何でもかんでも行政に要望すると、一昔前、ふた昔前でしたら、例えば人口ボーナスの時代ですから、行政の方も資金を潤沢に持っていますから、何でもかんでもやりますよということでしたが、今は人口オーナス、少子高齢化の時代ですので、やっぱりそういうことは難しいんじゃないかと、協働というふうなことについてありました。この構想日本の住民協議会なんですけど、何と岡山県の新庄村でもやっておられるということでもあります。新庄村、聞いたことあるなと思ったら葛城市の友好自治体でありますけど、これが2018年の11月からやっておられます。ここの住民協議会というのは、実は行政じゃなくて、村議会が主催らしいんです。ですので、我々議会もできることがあるのではないかなというふうにもちらっと思いました。これ、友好自治体ということもありますので、また今後新庄村とも交流されるということもあります。その際、やはりこういうことを行っておられる自治体ですので、こういった情報も得られるとか、そういうふうなことも要望をしておきたいなというふうに思います。

ということで、市長にお尋ねをいたしますけれども、今申しましたように、私は市民が市政について自分ごととして考えるそういうための機会があるということ、そしてそのための場があって、そして制度があるということが私は大事だというふうに考えるものでありますけど、このことについて、市長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

全くそのとおりやと思います。ただ、それ非常に難しいですよ。いろんな問題点は、議員みずからが分析されてお述べになったと思います。どういう手段、ツールをもってしても、やはり住民の皆さん全てをカバーすることはできない。葛城市においては3万7,400名の方がおられます。その全ての方のご意見を聴くということはどうしてもできないわけがございます。ただ、いろんなツールを持つということは大切やと思います。行政マンは特に、まちづくりを含めまして、行政をつかさどる情報を圧倒的に持っている組織でございます。ですからそれをまず伝える努力をするべきなのかな、そこからかなという気がいたします。情報が多ければ多いほどいろんな考察が起こることなんです。ですからあまり情報が伝えられないとその考察すべき幅が限られてしまいますので、例えばパブリックコメントは一方通行になりがちですよという発言をしたというのは、まさにその部分なんです。行政としてある種、施策、政策をつくり上げました。そのことには、いろんな前提となる例えば法律であったり、条例であったり、制度であったりですとか、そういうふうな行政内部の圧倒的な情報を持ってつくり上げていっている。そのことについて、ある日突然、じゃあパブリックコメントを求めます、意見出してくださいと申し上げてても全ての情報が伝わってわけじゃないですから、なかなか考察から限られた範囲内の結論しか出てこない。ですから、非常に興味をお持ちの方だけが対応されるというのは、まさにその部分なのかなという気もいた

します。

まちづくりというのは、やはり住んでおられる一人一人が大切なものでございますので、ですからその気持ちを吸い上げるといいますか、聴く手段というのは、1つに限らず、もし議員がこういうシステムがあったら更に声が聴けますよ、発言していただけますよという、そういう方法がありましたら、またご提言いただけたらありがたいなと思います。

以上でございます。

増田副議長 吉村始君。

吉村始議員 本当に今市長がおっしゃったとおり、私どももこういう場が必要だ、システムが必要だ、制度が必要だとこのように言いましても、具体的にいうと、なかなか難しいことになっているかなと思います。今回は、1つのヒントになるかなということで、住民協議会については紹介をさせていただいたということでもあります。市長は常々市民第一だというふうなことをおっしゃってまして、私も全くそのとおりで、市民が主役だというふうに思います。それをやはりこういう中で意見をお互いに出してやっていくと、そして議論をする中でよりよいものを生み出していくということが大事かなというふうに思いますので、これは行政だけにお任せをするというものでももちろんないわけであります。私ども議会の方も、私、議会改革特別委員会の副委員長もさせてもらっておりますが、やはりそういう議会の方も考えていかなければ、こういう問題意識を持っていかなければいけないかなというふうに思っております。

本日は、丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

増田副議長 以上で吉村始君の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、明日10日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集をお願い申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時55分